

平成 24 年 9 月 11 日（火曜日）

第 3 回 松 島 町 議 会 定 例 会 会 議 録

（第 3 日 目）

平成24年第3回松島町議会定例会会議録（第3号）

出席議員（17名）

1 番	緑 山 市 朗 君	2 番	佐 藤 皓 一 君
3 番	高 橋 辰 郎 君	4 番	伊 賀 光 男 君
5 番	（欠番）	6 番	高 橋 利 典 君
7 番	渋 谷 秀 夫 君	8 番	高 橋 幸 彦 君
9 番	尾 口 慶 悦 君	10 番	色 川 晴 夫 君
11 番	赤 間 洵 君	12 番	太 齋 雅 一 君
13 番	後 藤 良 郎 君	14 番	片 山 正 弘 君
15 番	菅 野 良 雄 君	16 番	今 野 章 君
17 番	阿 部 幸 夫 君	18 番	櫻 井 公 一 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	大 橋 健 男 君
副 町 長	高 平 功 悦 君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	熊 谷 清 一 君
企画調整課長	亀 井 純 君
財 務 課 長	舘 山 滋 君
町民福祉課長	安 部 新 也 君
産業観光課長	阿 部 礼 子 君
建 設 課 長	中 西 傳 君
会計管理者兼会計課長	佐々木 千代志 君
水道事業所長	丹 野 茂 君
危機管理監兼環境防災班長	阿 部 祐 一 君
震災復興対策監	小 松 良 一 君
総務管理班長	佐 藤 進 君
教 育 長	小 池 満 君

教 育 課 長
代 表 監 査 委 員

櫻 井 光 之 君
清 野 精 維 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 櫻 井 一 夫 主 幹 佐々木 弘 子

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 2 4 年 9 月 1 1 日 (火曜日) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 〳 第 2 議案第 7 3 号 平成 2 3 年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について
- 〳 第 3 議案第 7 4 号 平成 2 3 年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 〳 第 4 議案第 7 5 号 平成 2 3 年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 〳 第 5 議案第 7 6 号 平成 2 3 年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 〳 第 6 議案第 7 7 号 平成 2 3 年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 〳 第 7 議案第 7 8 号 平成 2 3 年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について
- 〳 第 8 議案第 7 9 号 平成 2 3 年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定について
- 〳 第 1 0 議案第 8 0 号 平成 2 3 年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 〳 第 1 1 議案第 8 1 号 平成 2 3 年度松島町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成24年第3回松島町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせします。―――です。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、4番伊賀光男議員、6番高橋利典議員を指名します。

日程第2 議案第73号 平成23年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第3 議案第74号 平成23年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第4 議案第75号 平成23年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5 議案第76号 平成23年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 議案第77号 平成23年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 議案第78号 平成23年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 議案第79号 平成23年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 議案第80号 平成23年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 議案第81号 平成23年度松島町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

○議長（櫻井公一君） お諮りします。日程第2、議案第73号から日程第11、議案第81号までは平成23年度各種会計決算に関する議案であり、提案段階で一括議題とすることを決しており

ます。

質疑についても一括で行いたいと思いますが、このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

次に、監査委員による決算審査の報告があります。菅野良雄議員が席を移動しますので、暫時休憩いたします。

午前10時01分 休 憩

午前10時01分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開します。

日程第2、議案第73号から日程第11、議案第81号までは既に朗読説明が終わっておりますので、総括質疑に入る前に監査委員による決算審査の報告をいただくことになります。

報告をお願いします。清野監査委員。

○代表監査委員（清野精維君） おはようございます。

では、平成23年度の松島町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査の意見報告を行わせていただきます。

まず、目次のページ、扉の次のページになりますが、ごらんいただきますが、審査結果の報告につきまして発表と申しますか、報告の区分をあらかじめ申し上げます。

3番の審査の結果のところ、一般会計につきましては清野から、それから2番の特別会計につきましては(1)から(7)の全部を菅野監査委員から報告いたします。3番の財産に係る調書につきましては清野がいたします。これは6番の基金運用状況についても含みます。それから、別冊になるところでございますけれども、水道事業会計の決算審査につきましては菅野監査委員から、そして最期になりますが、財政健全化判断比率並びに資金不足比率に関する審査意見の報告は清野よりさせていただきます。

では、まず1ページをお開きいただきます。

第1とありますが、まず審査の対象でございます。(1)が平成23年度松島町一般会計歳入歳出決算で、(2)が同じく平成23年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算で、以下七つの特別会計、そして9に財産に関する調書、そして別冊水道事業所、そして健全化ということで、これらが審査対象でございました。

第2の審査方法でございますが、期間でございます。24年の7月23日から8月9日までの実

質 8 日間であります。場所は監査委員室等で行いました。手続につきましては、審査に際しまして町長より提出された決算書、同事項別明細書及び実質収支に関する調書並びに財産に関する調書により決算の計数は正確であるか、予算の執行は適切に行われたか、財政運営は健全であったか、収支の証拠書類等は完備しているか、工事の事務手続が適切に行われたかなどに主眼を置きまして詳しく検証するため諸帳簿、諸帳票、出納関係書類、そのほか証拠書類等の提出を求め、関係者からの説明を受けて、その実態の把握に努めたところでございます。

第 3 の審査結果について申し上げます。

予算の執行及び当初予算編成方針の実効性についてですが、予算の執行については、厳しい財政状況のもと、事務費の節減に努めながら忠実に執行されており、適正であると認められました。

また、平成23年の 3 月定例会に示されました当初予算については、町長選挙が控えているということから骨格予算による予算編成でありました。そして、東日本大震災により災害復旧業務を優先せざるを得ない状況であることから年度内に実施できない事業もございました。この状況の中で最大限の努力を払い、執行されていたというふうに認められました。

一般会計のほうでございますが、2 ページでございます。財政の概要は表のとおりなんですが、決算の規模ということで中ほどのところに表示がございますけれども、予算現額110億656万5,000余円に対し、歳入総額97億6,668万余円、歳出総額94億321万余円で、予算現額に対する収入率は歳出総額で88.74%、前年度は100.61%でした。歳出総額での執行率は85.43%、前年度は95.57%ということでございます。決算額を前年度に比較しますと歳入総額で38億1,364万2,000余円、64.06%の増、歳出総額で37億4,845万2,000余円で66.29%の増というふうになってございます。1 億1,000万円が地方自治法の第233条の 2 項の規定によりまして基金に繰り入れているので平成24年度への純繰越額は9,896万9,000余円ということになりました。

次のページ、3 ページのほう、決算収支の状況から見て実質収支（歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財産を差し引いた額は）2 億897万余円の黒字となつてございます。実質単年度収支においては、市債繰り上げ償還金といたしまして1,816万6,000余円、積立金が 3 億1,860万8,000余円、積立金の取り崩しが 2 億3,051万1,000円であるため、7,011万4,000余円の黒字となつてございます。

以下、歳入歳出の概要、そして分析等につきましては、以下のとおりでございますが、審査

概要の説明意見として記載したものにしましては、通読いただいているということもございますので、34ページのほうにまとめてございますので、そちらで詳述したいというふうに存じます。

34・35ページをお開きいただきたいと思います。35ページに「結び」がございます。審査の概要につきましては、前述のとおりですので、総轄して意見を付せば次のとおりになります。

結び、平成23年度一般会計の審査概要は前述のとおりで、総括の意見として次のとおり申し上げます。

まず、町税についてですが、たばこ税を除いた町税収入は東日本大震災や台風15号の被害に対する減免もあり、前年度に比し1億8,207万7,514円の減額となっております。被災者への対応業務に追われ、正常業務に戻ることができたのは平成24年1月に入ってからとなる異例の年であったため、やむを得ないところがあったと思いますが、今後とも適正かつ公正な徴税業務が推進されるように望まれるところでございます。

災害対策費についてですが、地震や風水害から住民の生命・財産を守るため、また災害を軽減するため災害用大型発電機1台、小型発電機3台、避難所用給水タンク30台、避難所施設外地上デジタルテレビ18台などを購入、さらには公共施設や避難所に個別防災無線受信機を33台設置してございます。また、災害情報を確実に町民に伝達する手段として緊急メール連絡網を構築するなど支出額は大幅に増額となっておりますが、安全安心なまちづくりの充実のために使われており、至当なものと思われました。

それから、災害廃棄物の処理についてでございます。発生推計量80万649トンの災害廃棄物の処理につきましては、町民グラウンド仮置き場の運営及び廃棄物運搬には岡山県岡山市や倉敷市の支援を受けて分別しながら処理されておりました。また、廃船舶63トン は山形県最上町で処理することができました。

いずれにしても、一部は宮城県に委任し、可燃物は宮城東部衛生処理組合で処理するなど町独自のルートで処理したことが比較的早い平成23年6月10日で町民グラウンド仮置き場を閉鎖することができた要因になったというふうに認められました。

観光の復活についてですが、松島観光の復活を全国にPRするため積極的な誘客宣伝事業を行ったものの観光客の入り込み数は大幅に減っております。とりわけ福島原発事故の風評被害もあつてか海岸駅前観光案内所の外国人利用者の実績は前年度に比べ84.25%も激減し、わずかに1,753人となっております。主要施策の成果説明書に「短期間で成果を上げることは容易でない」と示されておりますが、観光協会や善意通訳者の会など関係団体と協調しなが

ら外国への復活安全アピールを重ね、できるだけ早く国際観光都市松島の観光復興となるように望むところでございます。

住宅の解体についてでございます。損壊家屋等の解体工事につきましては、住宅277件を含む合計601件の解体であり、7億2,628万9,200円の請負費となっております。23年度に一度締め切られた事業であります、平成24年度復活しており、7月から8月31日まで受け付けを再開していることから今後も損壊家屋等解体工事が増加すると思われます。個人所有の土地であるが、長期総合計画・土地利用計画・災害復興計画などまちづくりの障害となるような無秩序な利用とならないように行政の指導的努力が必要であるというふうに思われました。

それから、35ページのほうで災害物資の管理等についてでございます。

災害支援物資管理表については、3月15日から記録されてございます。当初は品物・数量・送り主など詳細に記録されておりましたが、3月18・19日ごろから搬入物が激増いたしまして詳細な記録を残すことができなくなり、大まかな記録となっております。東日本大震災での教訓を生かして支援物資の受け入れ・配分ができるよう体制を整えることが望まれたところでございます。

被災支援義援金取り扱いについてでございますが、東北地方太平洋沖地震災害による被災者に対し、全国から多額の温かい義援金が寄せられ、多くの町民の生活基盤回復、復旧復興に大きな力づけをいただく慈しみ深い大変ありがたいものでありました。この義援金にあつては、平成23年5月2日付にて配分委員会設置要綱が制定され、その要綱のもとで配分委員会が運用され、対象別に公平な基準で効果的な配分が行われたところであります。

ただ、一方で受領、窓口、口座設定記帳、管理、随時の点検等については、取り扱い方法の定めがなく、尋常でない多忙さの中、手順定かでない対応となり、さらに時間と労力ばかり要することになっている事態があったというふうに認められました。

よって、今後、災害救助法の担当課において平常時に義援金の取り扱い要綱（案）等を策定しておき、非常時に齟齬なく対応できるよう備えておくことも必要であるのではないかと思います。

農産物の放射線量測定結果の公表についてでございます。

農産物の放射線量測定結果の公表につきましては、暫定規制値が放射性ヨウ素で2,000ベクレル/kg、放射性セシウムで500ベクレル/kgであることから、極めて低いレベルで実数値がとれない場合の表現を一律「不検出」としているようではありますが、「不検出」と表示する場合の検出下限値（ベクレル/kg）を明示すべきであるというふうに思われました。また、農

産物の公開種目が限定されているように見受けられましたが、5品目に限らずできるだけ多く公表すべきであるというふうに思われました。

なお、町独自検査の公表は23年11月末であります。町民が安心して食することができるようもっと早く検査結果を公表すべきであった。放射能汚染は長期的な問題であり、今後とも万全な体制を図ることが望ましいというふうに思われました。

以上、一般会計につきまして審査意見を申し上げます。

特別会計につきましては、菅野監査委員のほうから報告がございます。

○代表監査委員（菅野良雄君） それでは、私のほうから特別会計について報告いたします。

(1)国民健康保険特別会計であります。歳入歳出の概要については、35ページに記載されておりますのでお目通し願います。

さらに、37ページから40ページまでは各表が記載されておりますので、お目通し願います。

40ページをお開きください。40ページの下段になります。結びでございます。

前年度対比で加入世帯数、被保険者数が増加したが、保険税は東日本大震災に係る減免制度の影響があり、6,782万2,000余円の減額であります。

一方、保険給付費の総額は12億8,255万7,000余円となり、前年度対比4,337万2,000余円の増額となりました。実質収支は1億981万2,000余円の黒字であります。実質単年度収支は積立金から8,752万9,000円を取り崩しているため1億128万1,000余円の赤字となっております。

保険税の収入未済額は前年度より3,560万4,000余円減の2億4,842万5,000余円であります。今後も収入未済額の減少に努力されるよう望むものでございます。

次ページでございます。(2)後期高齢者医療特別会計について報告いたします。歳入歳出年度別比較表が示されておりますが、お目通し願いたいと思います。

42ページをお開きください。下段にございます「結び」です。

平成24年3月末現在の被保険者数は2,600人であり、平成22年度に比し74人増となっております。保険料は2,706万8,000余円の減の1億432万4,000余円になっているが、その要因は東日本大震災の減免であります。それに伴い後期高齢者医療広域連合納付金も平成22年度に比し、2,867万6,000余円減の1億3,764万1,000余円となっており、実質収支は296万6,000余円の黒字であります。実質単年度収支でも41万8,000余円の黒字であります。

不納欠損処分は1名で3万6,000余円であり、理由は死亡したことによります。収入未済額は119万7,000余円であり、人数は37人で平成22年度に比し28人の減少となっております。

次ページ、43ページでございます。(3)介護保険特別会計について報告いたします。

歳入歳出年度比較表、実質単年度収支については、各表にて記載されておりますのでお目通し願います。

44ページお開きください。結びです。

要介護者等認定者実人数は前年度対比30人の増員、保険給付費の総額で4,435万余円の増額であります。実質収支は4,989万余円の黒字であり、実質単年度収支についても3,684万余円の黒字となりました。

隣接市町村の社会福祉法人経営の介護老人保健施設において、介護報酬の請求上、理学療養士の配置不足にもかかわらずリハ強化加算を請求、21カ月にわたり受領していた事態が発覚し、加算分を加護調整により返納させておりましたが、経営難に陥り加護調整返納額を組み替えさせ、21回の延納現金振込方式により返還させております。

当町にあっても、常に町内施設の運営実態を把握し、健全な運営、良好なサービス、適正な請求が行われているかを点検し、拘束や虐待を初め法に抵触するようなことが疑われるような場合には県の所轄課、もしくは保健福祉事務所に報告するなどして不測の事態が起こらないよう留意していくことが望まれます。

次ページ、(4)でございます。介護サービス事業特別会計でございます。歳入歳出等表は記載のとおりでございます。

46ページをお開き願います。結びでございます。

平成22年度に比し、サービス利用者がふえていることから歳入で8万6,000余円、歳出で32万4,000余円の増となり、実質収支は9万8,000余円の黒字であるが、実質単年度収支は23万8,000余円の赤字であります。要支援状態の軽減や悪化の防止を図る適切なサービス計画が効率的に提供できるように望むものでございます。

次ページ、(5)観瀾亭等特別会計でございます。歳入歳出の表は記載のとおりでございます。

50ページをお開き願います。結びでございます。

東日本大震災の影響で観光客が大きく落ち込み、大幅な減収となっております。実質単年度収支は……。ちょっと飛ばしましたかね、私。いいの。すみません。

大幅な減収となっております。実質単年度収支は1,619万4,000余円の赤字となっております。今後とも町の観光行事と連携しながら経営努力されることを望むものでございます。

次ページをお開きください。(6)松島区外区有財産特別会計について報告します。歳入歳出については、51ページに記載しておるとおりでございます。お目通し願います。

52ページの結びでございます。松島区外区有財産特別会計のあり方については、各区との協

議が震災以後中断している状況にあります。まずは土地台帳の確認など手順を定める必要があるとのこと。解決には時間を要すると思われますが、地道な努力を重ねる以外に方策はないと思われます。

53ページをお開き願います。(7)下水道特別会計について報告します。歳入歳出、公共下水道整備状況調、受益者負担金未納額調、下水道使用料未収額等の各表は記載のとおりでございますので、お目通し願います。

58ページをお開きください。結びでございます。

収支状況は繰り上げ償還が影響し、支出済額合計で1億5,173万余円の増であります。歳入済額は災害復旧に係る国庫支出金や繰入金により増となり、収入済額合計で1億9,711万6,000余円の増であります。本年度の実質収支は2,219万1,000余円の黒字であり、実質単年度収支については繰り上げ償還をしていることから1,213万7,000余円の黒字であります。

なお、公共下水道の災害復旧については、国の災害査定完了箇所の工事発注を終え、早期の復旧に努められております。

水洗化率は0.9%ふえ、92.7%となっております。整備面積は0.5ヘクタール増加し、整備率が0.12ポイント上昇しております。今後も計画的な整備を図るよう望むものでございます。

以上で、特別会計の報告を終わります。

○議長（櫻井公一君） 清野監査委員。

○代表監査委員（清野精維君） では、財産に関する調書について申し上げます。59ページお開きいただきます。59ページです。

土地及び建物についてですが、増減の調べについては表のとおりでございます。下段に増減の主なものの記載がございます。

下段、ごらんいただきます。土地のほうですが、土地の決算年度中増減の主なもの、第二町民体育館から松島中学校体育館への所管がえに伴う用途がえですが、1,562.00平米用途変更を行ってございます。東磯崎区画整理事業による帰属、道路・公園・ごみ集積所・緑地（法面）・調整池・汚水ポンプ場等1万5,769.58平米の増加でございます。

建物の決算年度中の増減の主なもの、第二町民体育館から松島中学校体育館への所管替え・1,562.00平米の用途変更、それから松島第一小学校体育館建設による増、新設でございますが、1,205.13平米の増でございます。第一町民体育館解体に伴う減が1,458.99平米減となっております。

次のページ、60ページのほうに有価証券の項がございますが、ごらんのとおり有価証券につ

いては増減がございませんでした。東北電力株ほか増減はなしでございます。

それから、3番目に出資による権利ですが、上から8番に記載の宮城県建設センターの5万円が年度内の唯一の減少で5,604万1,000円の年度末現在高というふうになってございます。

次のページお開きいただきます。物品についてですが、乗用車が2台、貨物自動車が1台増配備となっております。

債権につきましては、高齢者住宅整備資金貸付金については変わりがなく、災害援護資金貸付金が3,312万5,000円の増となり、4,382万5,000円の現在高となっております。

次が、6番目に基金でございまして、一番上の一般財政調整基金2億8,800万円の増、それから東日本大震災復興交付金、一番下でございまして、8億6,024万7,000円の増等で33億3,679万4,000円の現在高となっております。

ロの運用基金でございまして、計で145万6,000円の減少となっておりますが、これにつきましては、次の薄い黄色の仕切り紙の後ろのページで詳しく述べたいと思います。

2枚飛んで1ページ、1ページをお開きいただきます。4基金の精査も大変、章は1番が土地開発基金、2が23年度育英事業基金、3が23年度高額療養費貸付基金、4が23年度特別導入事業基金でございまして、審査の方法は一般会計と同じで日程、手順を踏みまして町長より提出された基金運用状況調書により関係諸帳簿と計数の符合を行うとともに関係者から説明を求めて審査いたしました。

審査結果については、次のとおりです。

2ページをごらんいただきます。土地開発基金でございまして、基金、それから基金の運用につきましては、543平米の土地を1億5,747万円で23年8月22日に夕陽が丘児童遊園用地として取得しているところでございます。1、2、3、4、5、状況ごとに記載してございます。夕陽が丘児童遊園用地の取得でございます。

それから、3ページのほうは育英事業基金と基金運用の状況についてでございますが、平成23年度は完納が5件、新規の貸し付けが4件ありまして、継続と合わせて5件に貸し付けが行われております。震災等に伴う償還猶予の制度も活用されており、円滑な運用が行われているというふうに認められました。

それから、高額療養費貸付基金、3でございまして、震災による減免等もありましたが、ごらんのとおり年度中の高額療養費の貸付基金の運用はございませんでした。ゼロ円でございました。

それから、4番のほう、4ページでございまして、特別導入事業基金でございまして。基金の

状況、23年度末でゼロ円となってございます。これら四つの基金につきまして、結びで締め
てございますが、各基金は条例に基づき運用されてございました。

なお、松島町特別導入事業基金条例につきましては、平成24年3月5日に条例廃止がされて
いるところでございます。

以上、基金、基金運用の状況の審査結果につきまして、計数は正確でありまして、設置の目
的に従った運用がされているというふうに認められたところでございます。

次には水道事業会計決算についてでございます。別冊となります。よろしくお願いします。

○議長（櫻井公一君） 菅野監査委員。

○監査委員（菅野良雄君） それでは、平成23年度松島町水道事業会計決算意見書の報告を申し
上げます。

まず、意見書の1ページをお開きください。審査の概要でございます。

1. 審査の対象

平成23年度松島町水道事業会計決算

2. 審査の期間

平成24年6月21日から7月3日まで

3. 審査の場所

監査委員室、ほかでございます。

4. 審査の方法

審査に付された決算書類が水道事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているかどうか
を検証するため会計証書・証拠書類との照合等のほか、必要と認める他の方法により審査を
いたしました。

また、経営内容の把握と計数から見た経済性の発揮及び公共性の確保を主眼に審査を行いま
した。

審査の結果です。

事業の経営と予算の執行については、適切かつ効率的に行われ、決算報告書及び財務諸表並
びに決算附属書類も法規に定められた様式により会計諸規則にのっとり作成され、適正に処
理されているものと認められました。

その細部事項の梗概及び意見は、以下のとおりでございます。

事業の概要は、(1)給水配水の状況でございます。平成23年度末における給水の状況を見るに
給水人口で86人の減、給水戸数で8戸の増となっております。

また、総配水量は227万1,483立方メートル、年間有収水量160万2,080立方メートルで、前年度に比し総配水量で8万1,767立方メートルの増、有収水量36万6,165立方メートルの減となっております。有収率は70.53%で前年比19.36ポイントの減となっております。

2ページをお開きください。第1表業務状況の推移でありますけれども、第1表は記載のとおりでございます。

中段になります。1日最大配水量は9,921立方メートル、1日平均配水量は6,206立方メートルで前年に比し最大配水量は2,199立方メートルの増、平均配水量は207立方メートルの増となっております。

有収率は前年度より19.36ポイントの減となり、これは東日本大震災による漏水等の被害も大きく影響しているものと思われます。

(2)経営成績

(イ) 収益的収入及び支出でございます。

収入についてみますと、予算総額5億4,403万6,000円に対し、決算額は5億4,668万3,000余円で、予算額に比し264万7,000余円の増となっております。

支出については、予算総額5億8,253万2,000円に対し、決算額は5億5,279万2,000余円で執行率は94.89%となっております。支出総額を前年度と比較してみると水道事業費用では243万4,000円の減となっております。これは東日本大震災に伴い平成23年4月分及び5月分の水道料金を減免措置していることが大きな要因となっております。

決算の結果は、損益計算書に示されておりますとおり717万5,000余円の純損失となり、前年度純利益7,818万8,000余円に比し8,536万3,000余円の減となりました。

第2表①については、記載のとおりでございましてお目通し願います。

次に、4ページでございます。第2表収益的支出は記載のとおりでございます。未収金も表のとおりでございます。

次ページ、5ページをお開き願います。過年度未収金額については、平成12年度より平成22年度までの未収金額であります。

次に、6ページです。未収金を形態別に分類すると、次のとおりでございます。表についてはお目通し願います。

次に、7ページをお開きください。(ロ) 資本的収入及び支出でございます。収入額がゼロ円に対し資本的支出額に不足する額3,870万9,226円は過年度分損益勘定留保資金、減債積立金取り崩し額及び過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填されております。

第4表の①については、お目通し願います。

8ページでございます。建設改良の状況につきましては、23年度は前年度からの繰り越し事業である施設整備計画策定業務を実施し、東日本大震災の影響なども考慮した水道事業設備計画を策定しております。また、配水管布設がえ実施設計業務2件を実施しております。

次に消費税及び地方消費税でございます。本年度の課税売り上げに係る仮受消費税は2,475万1,675円、仮払い消費税2,043万9,031円であり、本年度分消費税及び地方消費税納付額は427万4,300円となっております。

次に利益剰余金であります。水道事業会計決算書12ページに記載しておりますが、貸借対照表、利益剰余金合計額ですが、本年度は前年度に比し、2,449万4,533円の減額となっております。

次に負債であります。負債にあつては、固定負債3,848万1,659円の減となっておりますが、東日本大震災による災害復旧工事に充てるため修繕費引当金を取り崩した額となっております。流動負債は2,874万3,092円の減となっておりますが、24年3月31日現在の広域水道受水料金の未払い金や下水道料金の預かり金などが主なものでございます。

次に資本であります。資本金にあつては借入資本金、企業債ですね。1,731万9,254円を償還したことに伴い、自己資本金、同額でございますが、増額しているということになります。

9ページをお開きください。第5表は記載のとおりでございます。お目通し願います。

経営の分析でございます。平成23年度の損益計算書並びに事業収入、事業費用に関する調書などにより分析してみると、事業収益については、主に給水収益が減となっております。これは東日本大震災に伴う水道料金の減免措置による減収と定期預金利子収入が減少したことによりです。また、震災に係る一般会計補助金や国庫補助金の収入があり、災害復旧事業にすべて充当されております。

事業費用においては、東日本大震災に伴い災害復旧費の支出はあるものの、主にメーター管理費及び資産減耗費など経常経費が減少しております。その結果、純損失717万5,279円が生じております。今後も経営の合理化・効率化には一層の努力が望まれるところでございます。

10ページをお開きください。単価と給水原価。本年度における給水1立方メートル当たりの単価を見ますと、次表のとおりでございます。お目通し願います。

供給単価で前年度に比し、0.3円の増です。給水原価では61.21円の増となっております。この表の下に給水原価の計算式が記載されておりますが、4月・5月のメーター検針を行わなかったことで有収水量が減となり、計算上分子が少なくなって数値が高くなったということ

が要因でございます。

次をお開きください。審査所見でございます。平成23年度松島町水道事業会計決算審査における所見は、次のとおりでございます。

1. 水道事業の実施・財政の状況でございます。

水道事業については、23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う4月・5月の水道料金の減免や災害復旧を優先した例年にない特徴的な事業運営となっております。総事業収益は減免による減収も予測されましたが、災害復旧支援のため来町した方々が宿泊したホテルや海岸地区の使用量がふえたこと、また一般会計からの災害修繕費補助金や災害復旧国庫補助金などもあって予算額に対して264万7,886円増の5億4,668万3,886円となっております。

一方、総事業費用については、配水管布設工事等に伴う減価償却費の増、災害復旧費増など5億5,279万2,549円となり、不用額が2,973万9,451円となっております。

その結果、当年度の損益計算書において717万5,279円の損失となっております。

財政状況については、水道施設整備計画に示された経営収支計画によりますと平成32年度以降に赤字運営になると予測されております。社会状況の変化に対応できるよう財政状況や経営成績、施設利用状況等々経営指標を作成し、単年度・中長期指標を比較検討するなどし、長期的・安定的な財政状況を保つように望みます。

2. 安定供給のための建設改良工事

建設改良工事については、当初予算で4カ所の布設替えなど5,085万9,000円を計上しましたが、災害復旧工事を優先し、第4回定例会において建設改良費3,460万円を減額補正し、割波配水管布設替工事1件のみとしておりますが、下水道や道路の復旧工事との兼ね合いもありまして572万円を翌年度繰り越しとなったが、工事は完了しております。

しかし、当初計画された他の工事は次年度以降に繰り延べされております。22年度の繰り越し事業である水道施設整備計画が震災復興計画と関連し、災害に強いライフラインを構築するとして策定されました。今後進められる布設替えなどの改良工事も円滑に推進し、安定的かつ効率的な供給を図るよう望むものでございます。

3. 災害復旧工事と修繕引当金の推移についてでございます。

水道施設の災害復旧費については、災害発生時の平成23年3月分、給配水管124カ所、浄水施設5カ所の被災箇所に災害復旧費2,085万2,092円で修繕引当金が消費税抜き1,985万9,141円の取り崩しで実施されました。23年度分では、給配水管修繕が149件と二子屋浄水場ほか7件で災害復旧修繕費4,040万5,737円となり、消費税192万4,078円抜きの3,848万1,659円が修

繕引当金から取り崩しされ経費に充当されております。

修繕引当金については、平成21年度末に1億84万8,368円の残高がありましたが、平成20年度末には9,112万3,054円となり、平成23年度は3,848万1,659円の支出で平成24年3月時点、3月末時点では5,264万1,395円となっております。今回の災害規模からすると妥当規模な支出であり、修繕引当金が有効活用され、早期復旧に資せられていると認められました。

災害復旧計画について

平成22年度分の繰り越し事業である「施設整備計画策定業務」の上に3.11大震災での施設、工作物の被害状況を災害復旧調査費430万円を投じて調査し、あわせて老朽化度、耐震性を見直し、精査した結果を踏まえ、水需給のバランスと効率的配水を基盤とした今後10年間の浄水場、配水池（二子屋浄水場・新初原・新左坂配水池）等水道基幹施設の整備計画と平成24年度から平成33年度間の水道事業経営収支計画が策定され、提示されております。年度ごとの緻密な工程表となっていることでもあり、収支及び資本的収支並びに補填財源の確保と厳正な進行管理の維持確保が望まれるところでございます。

5. 水道事業における放射性物質の測定について

松島町の二子屋浄水場における、①水道水浄水と②浄水発生土については毎月、①は宮城県公衆衛生協会と、②は東北大学及び宮城県に測定を依頼し、検査してもらっているところでございますが、その結果によれば、①浄水については放射性セシウム $Cs-134$ 、 $Cs-137$ ともに基準値200ベクレルのところ下限値0.6以下で飲用に問題ないとされ、また②の浄水発生土については417から1398ベクレル/kgで管理型処分場に埋め立て可能レベル8,000ベクレルを下回っていると報告されております。

今後については、検査成績の結果と推移を重大な関心をもって見守りつつ、成績結果を詳細に広報していく必要があると認められました。

6. 未収金対策について

23年度末の未収金残高は前年度に比し、2カ月分料金減免しているので減額となっております。未収金対策については、督促・催告・分納確約など手順を踏み、それでも納入しない場合は給水停止の処置をとっております。23年度において17名の停水処置であり、4名が全額納入、11名が分納で応じ、未収金額の36%（81万円弱）が納入されておりますが、より率の向上を図るよう望むものでございます。

次ページをお開きください。(7)でございます。水道事業剰余金処分についてでございます。

平成24年4月1日より公営企業法における「資本制度」を見直す地方公営企業法の一部改正

が施行されました。①利益の処分、②資本剰余金の処分、③資本金の減少などに係る改正であり、水道事業会計決算書、剰余金計算書並びに剰余金処分計算書の記載方法も一部変更になっております。23年度の純損失は717万5,279円となっており、前年度繰越利益剰余金7,427万8,602円から損失補填し、23年度の未処分利益剰余金を6,710万3,323円としております。

法改正により、法定積立金の義務が廃止となり、「条例または議会の議決」によって未処分利益剰余金の処分がどちらでも可能となったということではありますが、本町は議決によって減債基金積立金として処分予定しているところでございます。今後も有収率を上げるなど総収支比率の安定的基準を保ち、安心して利用できる水を供給することを望みます。

次ページからは決算審査資料で記載のとおりでございます。

以上で、平成23年度水道事業会計決算審査の意見の報告を終わります。

○議長（櫻井公一君） 大変ご苦労さまでした。

それでは、監査委員の決算審査報告が終わりましたので、各種決算について総括質疑に入るわけですが、ここで菅野良雄議員が……（発言者あり）

清野監査委員。

○代表監査委員（清野精維君） それでは、平成23年度の決算に基づきます財政健全化判断比率及び資金不足比率に関する意見についてご報告いたします。別冊のこの意見書、6枚ものとじられてございます。ページ数が記載されておられませんけれども、その3枚目をごらんいただきます。3枚目のほうに「平成23年度普通会計財政健全化審査意見書」となっております。

1番の審査の概要についてですが、この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施したところでございます。

審査の方法は、7月30日に第三委員会室をお借りして実施いたしました。審査に際し、関係者からの説明を求め、実施したところでございます。

審査の結果でございますが、総合意見として、審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているというふうに認められました。

記以下に表がございます。健全化判断比率でございますが、実質赤字比率、平成21年度一、22年度も、23年度なしということで早期健全化基準は15.0%、15.0%というふうに表示されております。

③の実質公債比率ですが、21年度が13.8、22年度が12.4、23年度が11.1で、そして早期健全化基準では25.0というふうに表示されました。

④の将来負担比率は、21年度で84.0、22年度で60.1、23年度で50.9、そして早期健全化基準では350%というふうになりました。

※に、①と②については、実質赤字額または連結実質赤字額がない場合は「－」、マイナスでもハイフンでもいいんですが、「－」で記載されてございます。これは県の報告の表示と同様のものがございます。

個別意見としまして、①実質赤字比率については、23年度の実質赤字比率が早期健全化基準の15%を下回って黒字となっております。それから、②の連結実質赤字比率でございますが、23年度の実質赤字比率は早期健全化基準の20%を下回っております。③の実質公債比率でございますが、23年度の実質公債比率は11.1%となっており、前年度比で1.3ポイントの減、早期健全化基準の25%を下回っているところでございます。

将来負担比率については、平成23年度の将来負担比率50.9%となっておりまして、前年度比で9.2ポイントの減で早期健全化基準の350%を下回っているということでございます。

次のページ、3枚目の裏側でございますが、是正改善を要する事項を記載してございますが、おおむね健全のうちに推移しているものと認められまして、是正改善を要するところはないものというふうにみなされました。

次の4ページごらんいただきます。平成23年度の観瀾亭等特別会計経営健全化審査意見書でございます。

審査の概要につきましては、この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査の方法は、7月30日に第三委員会室で関係者からの説明を求めて審査を実施したところでございます。

総合意見として、審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、資金不足は生じていないものというふうにも認められました。資金不足比率、平成21年度－、22年度－、23年度－で、経営健全化基準では20.0%というふうになってございました。

次のページをお開きください。5枚目でございます。23年度下水道特別会計経営健全化審査結果の意見でございます。

審査の概要として、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施したところでございます。

審査日は7月30日、第三委員会室で関係者からの説明を求めて審査いたしました。

審査の結果、総合意見としましては、審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、資金不足は生じていないものと認められました。資金不足比率、21年度一、22年度一、23年度一で、経営健全化基準は20.0%となっております。

次、6枚目をお開きいただきます。最後になりますが、平成23年度水道事業会計経営健全化審査の意見書でございます。

審査の概要、この健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査日は7月30日、第三委員会室をお借りして行いました。審査に際しまして関係者からの説明を求めて実施したところです。

結果につきましては、総合意見として、審査に付された下記資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、資金不足は生じていないものと認められたところでございます。資金不足比率、21年度一、22年度一、23年度一ということで、経営健全化基準は20.0%というふうにされました。

以上、財政健全化判断比率及び資金不足比率に関する審査意見を申し述べました。以上をもちまして報告を終了いたします。

○議長（櫻井公一君） 大変ご苦労さまでした。

それでは、監査委員の審査報告が終わりましたので、各種決算について総括質疑に入るわけですが、ここで菅野良雄議員が席を移動しますので、暫時休憩します。

午前11時14分 休 憩

午前11時14分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を開きます。

それでは、これから総括質疑に入るわけですが、ここで休憩をとりたいと思います。再開を11時30分といたします。

午前11時15分 休 憩

午前11時30分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開します。

それでは、各種決算について総括質疑に入ります。質疑をなさる方は質問席に登壇の上、質問をお願いします。

質疑を受けます。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 9番尾口であります。4件ですか、余りしないようになにしまして4件か5件ですが、一番最初はですね、決算するに当たって町長は事業成果を出してるわけですが、その前にまず予算議会があつて、予算議会で議決をされて初めて町長が執行できると、こういうことになるわけですね。それでその予算執行も公平公正に効率的にやらなければならない、こういうことになるわけですが、議会で議決をしたときにですね、まだ会計年度の前でありますから、議決をするのは3月でありますから、そのときに町長から出された予算については、こういうことに留意してやりなさいよと、こういうふうなことで議会で意見を述べたわけであります。議長から正式に文書が行ってると思うんですが、常にここにおられてわかってるかとは思いますが、さらに文書でこういうふうなことについて留意しながら執行しなさいよと、こういうふうに言ってるわけですが、決算ですね、そういうふうなものが見えてこないわけであります。実際に予算で問題にしてですね、それでそのとおりにできないと、こういうふうなことであれば、4月からこうずっとあるわけでありますから、これは議会でこういう言ってもできないよと、できないよと、こういうふうなことを言われなければならないのではないかと。二元代表制、二元代表制とよく言うんですが、そういうところからいくとですね、そういうふうなことを言わなければならないのではないかと。ところが、何も出てこないというふうなことだと思います。町長もこれ見てんだと思うんですが、町長はこういうふうな議会から出た意見を、どういうふうに課長さん方に指示をして、どういうふうな対応をしてきたのか、まずそこを一番最初にお聞きをしたいわけであります。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議会からのご意見ということであれば、当然ですね、それを取りまとめたものをいただくわけでございますので、それを見ながら、まずは三役とお話をし、その点各、まあ多岐にわたりますので、その点を各課長に徹底するように申しますし、また機会ごとに、特に議会の前の勉強会とかありますので、その際にはその進行管理等についてチェックしながら進めている、そのように心がけております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そういうんであればですね、実際にここに書いてるやつで出てこないわけ、成果として出てこないわけでありまして、成果として出てきてないと。成果表もあるわけでありまして、それにも出てきてないと。ほとんどの部分が出てきてないと、こういうふうなことでありますので、ひとつ来年はですね、ことしはこういうふうにして出したんでなんだろうと思うんですが、来年はそういうふうをお願いをしたいと。お願いよりもそういうふうになさなければならないだろうと思うわけでありまして。

改めて読んでみてください。予算で出したやつがですね、こういうふうなことしなさいよと。予算執行に当たってはこうしなさいよと言ってるのが、決算として出てこないわけでありまして。町長言うのと、町長がそのとおり指示してんだとすればですね、課長連中がしないのか、それもあるんだと思うんですが、その辺はひとつ間違いなくしていただきたい、してほしいと、こういうふうなことを申し上げておきたいと思います。

それからですね、成果表であります、成果は悪いのは書かなくていいんですが、町長これ中身まで町長見ないんだと思うんですが、町長が出したなにでありますから見ていただかなきゃいけないわけでありまして、税金の使い方ね、予算の使い方、こういうふうなものに十分配慮してもらわなければならないわけでありまして、高城のコミセンね、これ178万5,000円、22ページの成果表にあるわけでありまして、ここの成果にですね、まあ本郷と一緒にしたからこいな書き方になるかと思うんですが、高城コミセンの実施設計を行い「地域住民がより利用しやすいコミュニティ施設の向上が図られた」とあるわけでありまして、高城コミセンは議会で何回も言ってるのに執行部が一方的に高城区会の意見だと、こういうふうなことで現在地を設計したわけでありましてよ。ところが高城区会に聞いてみますとですね、高城区会では3カ所出されて、どいづいいつつたから、こいづいいって言ったんだと。別なところまでいいというんであれば別なところでいがあったんだと、こういうふうなことだったんだから、町長はあそこの旧水道事業所の跡に今度また800万ばかりかけて調査設計をしていくわけでありまして、こいづは税金の無駄遣いなんですよ。178万投げんですよ、町長。

だからこういうんであればですね、書くほうも書くほうだと思うんですが、本郷だけ書けばこいつ立派なものなんです。成果でありますから。町長ね。本郷だけ書けばこいなことになるんだと。高城のは無駄で投げてしまったんです。そういうふうなものをですね、いかにも成果として出すと、これらは十分今後ですね、考えていただきたい、考えなければならないと思うわけでありまして、それは町長、いかがに考えてますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 確かに改めてですね、ご指摘を受けますとまとめ過ぎたなという感じはします。

ただ、高城につきましても、我々の認識としては当初区の区長さんからお話を聞いて、そのとおりであるという意思でありましたけれども、その後状況が必ずしも声として、全体の声としてそういったことでもないなということで理解をいたしましてお話し合いをして、より水準の高いものにもっていったというふうな経過がございますので、必ずしも議員おっしゃるように一方的に押しつけたというふうに思っているわけではございません。その点はご理解いただきたいというふうに思います。

表記の方法については、画一的な表記の方法になっている面がありますので、次回からもう少ししっかりと内容を表現するものにしたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） あのね、町長そいなふうに言うけれども、議会でも私らも質問してんですよ。あそこでなくやるべきなんでないのかと。ところが一方的に議会のお話も聞かない、そして進めてきて成果が出て、そしてどうなんですかっていったときにこういうんだよと、こいなことになったわけでしょう。だから議会のいうこともある程度意味があるんであればそういうふうなもので検討してからやるべきなんです。わあわあとやってですね、何だということなくその予算を消化して、そしてこういう文言になってしまうと、これでは本当に税金の無駄遣いと言えない。議会も何やってんだと、180万もぶん投げんでねがと。それよりもおらほの団体さ、くれたらいいでないかと、こういうふうなことになってくるわけです。だから議会にも責任が出てくるわけでありますので、そういうふうな予算審査で出たやつなり途中で出たやつについては、十分に検討して議会の意見も尊重すべきなのではないかと、こういうふうに思うわけであります。

ひとつそういうふうなことでですね、余り長くは話しませんので、そういうふうな考えでやってほしいと。

それから、こいづもつくってもらったからそのままにしてんだと思うんでありますが、町長、議会です、長総の3次計画を出しましたね。ここの中に「実施計画をつくらなければならない」と書いてるわけですよ。こいづは業者がつくったからわからないのかもしれませんが、実施計画をつくって、そして中期の計画、5年間ですから中期の計画になるのかどうかわかりませんが、そういうふうなことで議会にも出さなかったらおかしいわけでしょう。これ

は出てきてないわけですよ。だからこれも予算審査のときにですね、出さないのはおかしいのではないかと書いてるわけですよ。業者がつくったんだから、おら知らないって言えないんです、町長の名前入ってるわけでありますから。そうすると財政計画も当然出てくる、財政計画も出てくると、こういうふうなことになるんだと思うんでありますが、どういうふうな考えでそれを出さないのか。

出すのに大変だと思うんですよ。ここのうちの、町長は3年でローリングするって書いてんですか。これは3次計画、最後ですから、これで長期総合計画の3次計画で終わり、こうなるわけですから、いっぱい書いてるわけですよ。いいこと、全然してないのも書いてるわけです。けれども、これは書いた以上はしなきゃない。できなかつたらできないと書かなきゃないわけです。今度は、27年まででありますから、そうすると大変なものだと思うんですよ。ほとんど半分くらいできないんだと思うんでありますが、できないと言えないんです。やりますと、こう書いてるわけでありますから。

だからそういうふうなことについて、町長は決算するに当たってですね、ああいんだいんだと、こう思うのか、それとも今後はこうしていかなければならないと、こう思うのか、その辺をちょっとお聞きをしておきたいわけであります。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 総合計画、一般で、普通であればですね、つくって、それを年次で実施計画を立てていくと、その実施計画については議会にお示しするということですが、ご存じのようにといいますか、去年は震災がありまして、これができるかできないかのうちに災害があったわけですね。その災害に対応するということで実際の現場の対応をしてきましたし、また年末には震災復興計画というのを立てたということでございます。

その震災復興計画の中では、総合計画の中でこれこれをやるといっていたものも記載しているわけですが、そういった事情がありましたので、総合計画、一般の普通の総合計画については、実施計画をつくるというふうなことはやってないということでございます。

震災復興計画に総合されておりますので、事柄が事柄でございますので、震災復興計画、そしてその対策事業を主体として今後3年間進めていくと、それが今やれることというか、そういうことでご理解いただきたいというふうに思います。

再度申し上げますけれども、その震災復興計画の中には総合計画の中でのほぼ根幹となるような事業内容も含めておりますので、その震災復興計画を進めていく中で皆様方にも事業の中身をご理解いただき、進行管理をしていただければというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 町長ね、そいなふうに言うんだけど、23年度は予算出したときは、まだ震災ないんですよ。町長、ねえ、23年度の予算出したときは、まだ震災ないんですよ。おかしいじゃないですか。ご理解したって、理解できないんですよ。23年は議会に出してから災害出たんですよ。そういうふうなこともありますので、出すのであれば出すと。震災復興計画もですね、実施計画、まあ震災計画は24年度になってから運用されるんだからだと思うんですが、あれにも実施計画を出しますと、こうなってるわけですよ。あれにもそう書いてんですよ。まあ業者さん書いたんだべげんともそういうふうになってんですよ。

だから、そうだとすれば議会と一緒にやってやるんだければ実施計画も出して、そしてこれでいきたいんだと、俺は執行者としてこういうふうにいきたいんだというふうなことがなければならぬわけでありますが、理屈をつけて回答するんでなくですね、そうであれば本当だと思ったならばそうしたいというふうなことでご回答いただきたいんですが、出すとなってるのを出さないわけですから、いいですか、出すとなってるのを出さないわけですから出せと言ってんでよ、私。いかがなもんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） 当時の企画調整課長としてお答えさせていただきます。

ちょっと今手元にちょっとその辺の経過、詳細確認できるものは持ってませんけれども、23年度当初の部分については、確かに議員おっしゃられるように震災前の状況だったので、これはちょっと後ほど確認させていただきますけれども、ちょっと出したとちょっと思っていました。確かに地震以降の対応については、先ほど町長言ったとおりでございますけれども、それはちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 前にはね、前には観瀾亭のなにすつときだのはね、実施計画だって出したんですよ。あれから出してないんですよ。あいづには23年度も出てたと思うんですよ。んだげんどもローリングしていくというわけでしょう。まあそういうふうなことなんですね、災害についても実施計画を出す、こいなことでありますから、それらは出してほしい、いただきたいと、こういうふうに申し上げておきたいと思うわけであります。

それからですね……。

○議長（櫻井公一君） ちょっとお待ちください。答弁させます、小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） 今ちょっと確認とれました。23年度は出しております。実施

計画。実施計画のほうは出させていただきます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） これはね、そうだとすればね、そうだとすれば実施計画は出しておりますよと、議会のやつを見ないんじゃないですか。議会ではおかしいんじゃないですかと、出さないのはおかしいんじゃないですかと書いてるわけですよ。ねえ。おたくら見ないですか。震災委員会の、予算審査特別委員会ですね、企画費については、予算審査において建設審議会委員がいる、いかなる事項を審査したのかについてただしたところ、長期総合計画のための実施計画の策定、予算進捗状況等を説明、このことについて議会に対して各年度の事業計画も推進計画も示されていないと、こういうふうに23年度の予算審査特別委員会を出してるわけです。出していただければですね、出してたのに何書いてんだと、こいなことにならないのではないかと、こう思うわけですが、議会から出たのは何でもいいやと思って読まないんですか。今、町長は指示していると言ったんですよ。指示してる。

○議長（櫻井公一君） ちょっとお待ちください。実施計画、いつ出したのかわかる。小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） ちょっと今整理しましたけれども、23年度の当初予算の時点では実施計画を出させていただきます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） だからね、だとすればこういうふうなのを出されても何も反応しない、見ないというふうなことでしょう。議会を出してんですよ。こうやって審査しながら出してんですよ。いいですか。だからその辺をもう1回確認してお話してください。議会に出てないから出てないって出してんですよ。その辺は十分にお考えをいただいてですね、こういうふうなものが議会から出たら出たなりにですね、十分検討していただいて、そしてやっていただきたい、こういうふう思うわけがあります。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 今年度、今年度以降ですね、震災復興計画を進める上で実施計画を出さなんでしょうと今議員おっしゃいましたけれども、その前にですね、震災復興計画の進行管理のために交付金事業のことについて今説明させていただきます。長期総合計画の実施計画よりはですね、こちらのほうをまず優先して取り扱いたいというふうに思っておりますので、そういう趣旨で出させていただきます。今後、議会の方々、私どもの事業の進

行管理される場合には、まずその震災復興交付金のそちらの事業の進捗をまず優先して考えていただければというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 今、町長言ったようにですね、震災復興計画の実施計画というのは大変難しいと思うんですよ。今からも第4次、第5次とあるんだと思うんで、そいつ来なければ実施計画というのは出せない、こいなことになるんだと思うんですよ。私。だから、だとすればですね、震災復興計画に実施計画を出して、つくって出しますよと、こいなことは書けないのではないかなと、まずね。誰が考えても。ことしの、来年の3月までそういくんだと思うんですよ。震災復興計画なんかは復興復旧が27年までいくわけでありますから、そうするとそこまでは実施計画というのは出せない。出せないんであれば出せないのに出せると書くことがおかしいわけで、その辺は十分に文言の整理をしてほしいと、こういうふうに思います。

それからですね、町長は水道事業会計で公営企業法の改正があったと、こういうふうに言ってるわけでありますが、町長はどこまで公営企業の改正の認識をしてるのか。いいですか。読んでみますとですね、こういうんですよ。公営企業法の改正は昭和41年以来の大きな改正なんだと。今までなかった改正、大きな改正は、それなのに議会には何も出さないんですよ。決算で。町長。だから町長は言葉では言うけれどもね、何を改正になったのか、十分理解されてねんでねかと、こういうふうに思うわけでありますが、大変公営企業のやつは難しいんです。

そこでね、こういうふうなんですよ。公営企業だけでなしに「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」というのが出たわけです。その中に公営企業もあったと、こういうふうなことなんです。市町村の自立を高めるために公営企業法の改正もしたんだと、それ以外にもいっぱいあるんで松島町に関係あるやつですね、来年の予算のときには出してもらわなきゃないと思うんですよ。地公法から学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、福祉、介護、いっぱいあるわけでありますが、その中に公営企業の大改正があったと、こいなことなんですよ。町長。

その改正の、町長に私が言うのおかしいわけでありますが、私が一生懸命見せていただいたなにはですね、大きな改正は五つあったと。直接我々議員に関係するのは組み入れ資本金制度の廃止だと、今回出すのはですよ。あとは内容的には直接決算審査特別委員会になってから質問したいと思いますが、そんでそれはですね、こういうふうなのがあるんですよ。地

方公営企業会計制度の見直しに関する説明会というのはどこであったのか、誰が行ったのかわかりませんが、23年10月13日の資料を私持ってるわけであります。

それによりますとですね、一番関係あるのだけ申し上げます。24年の4月1日から施行すんだよと、改正法令の適用はですね。それで留意事項として、改正後の法32条及び32条の3の規定は24年4月1日以降に行われる23年度の決算から適用しますと。23年度に生じた利益の法定積立金、減債積立金、利益積立金の積み立て義務は発生しない。廃止をしましたと。それから23年度に生じた利益及び資本剰余金の処分は、条例または議会の議決によることとなったと。いいですか。そのうちで松島町は議会の議決で処分をすることにしたと、こう監査委員の監査の結果も出てるわけでありますが、条例の関係は抜きましてですね、議会の議決により当該利益及び資本剰余金を処分する場合には当該利益及び資本剰余金の額の確定後決算の認定を受けるまでに議決を求める必要がありますよと。ねえ。いいですか、3月31日に水道企業会計は締め切りますよと。そうすると、その後にですね、決算書を出す前に利益剰余金の処分だけは議決をもらっておきなさいと、こういうふうになってるわけです。そして改正後の施行規則、別表12号から14号の様式については、23年度の決算から適用しますよと、こういうふうになってるわけです。いいですか。

そこでですね、どういうふうな内容かというところでですね、今まで現行法は減債基金の積み立ては利益出てきたら20分の1を下らない額で減債基金の積み立てをきなさいと、それから残額は議会の議決により処分することがいいですよと、そういうふうなものが23年度、24年の4月1日から条例または議決によりすることになったと。だから、この減債基金だのなんだの積み立ては議決をもらってからだよと。

それから、資本剰余金の処分は原則としてできなかったと、古い法律はですよ。それから、補助金等により取得した資産が滅失した場合はいがったと。それから、利益をもって繰り越し欠損金を補填しきれなかった場合もよかったと。それ以外は資本剰余金を減額することはできないですよと。町長ね、それが今度は皆いなくなったと、議決さえすれば。それはさっき言ったようにですね、市町村の自主性に任せるよと、任せるよと、そしてどんどんどんどんやってくださいよと、こいなことになってるわけなんであります。そして、私もそれを一生懸命見ながらですね、水道事業所に行ったり何だりしましたら、行政実例としてね、便宜上剰余金の処分計算書を決算と一緒に出しても差し支えないよと、こういうふうなことも書いてあったわけであります。

ところが、決算書と一緒に出すだけでですね、議決をしなければならないんです。この剰余

金はですね。それを剰余金を議決をするような決算書になってるんですか。ここのところにね、決算書があるわけでありますが、ここの決算書の中にすっぽり入ってるわけです。議長にも言ってたんですが、議決をするときにどうするんだと、こいに言ってるんでありますが、処分（案）はなってんですよ。中身。ところが、議決をしなければならないんです、こいづ。決算書でなく。別個にならなければならないんだと思うんですが、町長はいかがに考えてますか。

○議長（櫻井公一君） ただいまの尾口議員の答弁は午後からにしたいと思います。

なお、各議員の皆様には昼休憩中にですね、この改正になった資料を配付しておきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、再開は13時といたします。

午前 1 1 時 5 9 分 休 憩

午後 1 時 0 0 分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

大橋町長の答弁に入ります前に皆様のお手元に資料が3部配付されていると思います。資本制度の見直しの厚みのあるやつが1冊と、それから町村週報、これは全国町村会のあれですが、9月3日発行のやつにですね、解説版が出てましたのでお配りしております。それから、町のほうから資料というふうにして出された資料と3部お手元に行ってることを、まず確認して大橋町長の答弁から入ります。

大橋町長。

○町長（大橋健男君） 資料の説明まで含めまして水道所長から説明させます。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） それでは、尾口議員さんがご指摘の点ですね、お答えさせていただきますと思います。

今回資本制度の見直しということで、水道事業所といたしましては、決算のときに説明はしなきゃないということで決算の概要の一番最期のほうに1ペーパーでつけていたところがございます。それで今回配付いたしましたのはそれと、あと関係条例ですね、正誤表でついております、改正前・改正案で出ておりますけれども、関係する分を資料として整えさせていただきました。

それで資本制度の見直しというのがですね、平成24年4月1日から施行されるということで、

23年度の決算から適用なりますよということで、国のほうからもそういった指示、関係条例あるいは議案の提案の仕方とかですね、いろんな資料が届いておりました。

それで今回の資本制度の見直しの概要につきましては、尾口議員さん先ほど言われたとおりでございます、利益の処分それから資本剰余金の処分、資本金額の減少、こういった3つの点が今回の4月1日からの適用となります。

具体的に言いますと、利益の処分、これにつきましては、従来まで減債積立金に損益計算で6,000万の黒字になりましたと出た場合、6,000万は将来の企業債元金の償還に充てたいので減債積立金に積み立てますというようなことをしておりました。

書いてあるのは、あと利益積立金って書いておりますけれども、これは利益積立金に置いておいて将来の欠損金が生じた場合ですね、それに補填するという積立金でございます。こういった現行では規制がございました。これで改正後はこれの減債積立金あるいは利益積立金という条項も、字句も法からは消えました。それで条例または議決によって処分してよいということになりました。

それから、資本剰余金の処分、これにつきましては、具体的な例を挙げますと、補助事業でつくった水道施設、これを更新あるいは撤去するというようなとき生じるんですけれども、その際資本剰余金のほうに国県補助金というので貸借対照表上で100万なら100万計上してます。それが200万でつくったものが100万で補助をもらってたという場合、これは100万の補助金を資本剰余金から減らして固定資産のほうで処分するというようなときに、このやり方が出てきます。

あと、資本金額の減少ということは、今までちょっと松島の水道事業所の例では出てきておりません。資料で流れてくるのからはですね、資本金を減らして一般会計がピンチになるときですね、そっちへ回しても議決をもらってやれる、可能ですよというようなことは書かれております。

こういったことが、3つの点がですね、主な改正でございました。それでそれに伴いまして様式も変更となっております。それが剰余金計算書、1つはですね。これが前までは縦並びの書き方をしておりました。そして資本金というのが入っておりませんでした。今回は資本金の額の減少、こういったものの議決で該当なるということで資本金の項目が入っております。あとの資本剰余金、あと利益剰余金につきましては、縦書きの並びを横書きに並べて見やすい様式にしたというようなふうになっております。

それから、下の剰余金処分計算書様式、これも縦書きから横書きに変えてるということで、

特に今回法改正にあわせまして前まではなかった資本金あるいは資本剰余金、この項目が出ております。こういった様式でやりなさいということになっております。

それから、24年の4月1日からは、この資本制度のこの3点の一部改正でございますけれども、尾口議員さん言われましたように、それ以降大改正があるというようなことで、26年の4月1日からですね、その大改正が適用になるということで、その資料が議会のほうで出ております。大きく変わる公営企業会計制度、その内容と対応という点で書かれておるかと思っております。これは補助金により取得した固定資産のことを書いております。補助金を入れた固定資産、水道施設をつくりますと、補助金につきましては長期前受金ということで負債のほうに入ると。

それから、起債を借りた場合は負債、いずれも負債のほうに入って長期借入金というようなことになる。今までは起債を借りますと借入資本金ということで資本の分にカウントされたんですね。

それから、あと国県補助金につきましても資本剰余金、資本の分に分けられておりました。これが長期前受け金ということで負債のほうに仕分けをされるというようなやり方になります。これが大きなポイントとして書かれてるかと思います。

それから、あとは詳細ももっといろいろ棚卸資産のこと、それからキャッシュフローとか、そういったものもあるようでございます。主な点につきましては、こういった点でございます。

これが26年の4月1日から適用になるということで、今現在各自治体、県とともに説明会、勉強会をやって25年度にはソフトを変えとか、そういったものが生じてくるということで今勉強中の段階でございます。12月には、そのソフトを変える債務負担等を上げる準備をしているところでございます。

それから、あとは議決事項ですか、議決の件につきましてですけれども、これも資料が出回っております。それで我々としては監査を受ける前にそういった条例または議決、どっちにするんだということで町長と相談をいたしまして、水道事業の公益性あるいは透明性、それから議会の議決権を尊重する意味でも条例ではなく、その都度の毎年の議決権で対応していきましょうということで決裁をとって監査に臨んだところでございます。

それで尾口議員さんが言われました議決権ということでございますけれども、資料にも書いておまして行政実例が出ております。そして今回の法改正でですね、特に配慮したというのが利益処分及び決算の認定、今までは単なる「決算認定」という議案名にしておりました

けれども「利益の処分及び」、これを入れまして利益の処分は議会の議決をとるんですということをはっきりしたわけです。

それから（案）につきまして、これは様式見ますと入っておりません。それでこれもですね、いろいろ行政実例出ておりました。そして、あと近隣の市町村も確認しますとですね、やはり法改正に伴って議決権の行使があるんだよということを明確にするために（案）をほとんどの自治体では入れているようです。それに本町も倣ってですね、（案）を入れさせていただいたというところでございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 今説明を受けたわけでありますが、これも私は見てるわけでありますが、そうするとですね、決算書を議会に出すときには企業管理者が決算書を調製して町長に出すと。決算書を調製して町長に出す、町長は監査委員の監査に付すと。そして監査結果をもらって議会に出すと、こういうふうなことになってるわけでありますが、監査委員に出すときには議決も何もないやつでいいと、こういうふうになってるんですか、町長。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 行政実例では、この資料ではこの結論だけを書いております。

ただ、建前上ですね、尾口議員さんが言われたとおり、読んでいきますと議決権があつてですね、その後に決算の認定を受けるべきだというような、建前ではそうなってるんですけども、便宜上一緒に議決をいただいても支障がないという行政実例ということで私たちは対応してるというところでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 私聞いてんのに教えてください。決算書を管理者は調製をして町長に出すわけでしょう。町長が、出されたやつ、町長は管理者から出されたやつを、町長は監査委員の監査に付して、その結果を町長に報告してもらって、それをつけて議会の認定に付すると、こいなふうになってるわけでしょう。町長なのか所長なのかわかりませんが、そうすると全然議決をもらわないうちに、もらわないので監査委員の監査に付すと。否決されたらば監査委員の監査は何になるんですか。絶対的に否決をしないというふうな前提でこいづ書いてんだと思うんですよ。「することができる」なんですよ、こいづ。「望ましい」というんです。本来であれば議決をもらってしなければならない、私が言った本則でいえばしなければならない、こいづは説明会でもそういうふうに言ってんですよ。便宜的にこういうふうなごどでいいんだとすれば、監査委員の監査というのは無意味なものになりませんか。

○議長（櫻井公一君） 答弁整理するの。

尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） まあ答弁できないでしょう。こいつ原則を言っていったら答弁できないと思いますよ。それで、便宜的にことしだけこうやってんだと思うわけではありますが、いいですか、公営企業法改正したのはどうなんだと、こいつがらいぐどですね、町村の自主性を尊重してやっていいですよと、やっていいですよと、こいなごどになったわけでしょう。そうすると町村の議会にも責任がうんと出てきたわけですよ。この一括法が出て、そこで町村の自主性に基ついてやっていいですよ。そして、利益処分の剰余金計算は議会の議決か条例かだよ。町長らと一緒に相談して、まあ議会を尊重すんだがなんだがわかりませんが、議決でいきます、議決でなく議会の議決でいきますよと、こいなごどになったんだとすれば、議決を優先させるためにですね、先に議決をして、そして監査委員の監査に付すというのが建前なんじゃないですか。

答えできないと思うんで、今後にどうすんのか議長の判断もあるんだと思うんでありますが、そういうふうなことからいきますとですね、本則でいかないとおかしくなるわけですよ。監査委員をなめてしまうことになるわけですよ。結論出ないうちに監査してもらうわけですから、監査委員がだめだっていったらば、それでも決算書つくったんだから、おらそれでいきますよということになるわけでしょう。そうすると監査委員は何してんだべやと、こいなことになってしまうわけなんです。だから慎重にやらなければならない。そして、それは昭和40年以来の大改革なんだよ。大改革するのには、こういうふうなわけで地方の自主性を尊重してやっていくんですよという原則からいったら、議決をもらって、そしてやっていくというのが本則でしょう。

そして、その説明会、この説明を受けた人たちも、こいつ誰が説明受けたのかわかりませんが、企業会計の説明を受けて、そしてこれは原則こうやらなきゃないんですよって国の機関の職員が言ってるわけですよ、こいつ資料として出したわけですから。先に3月31日になって会計締めたら、決算の認定前に議決をもらいなさいよと、議決をもらったら決算書をつかって、そして監査委員の監査に付しなさいよと、こいなことでしょう。

まあこれ以上は答え出ないと思うので質問はしませんが、そういうふうなことまで考えないと、ただ自分たちがこいなあつから、ああいいなって飛びついてですね、やっていってもだめなんだというようなことを、十分理解しなければならないだろうというふうに思います。その辺はですね、後に譲ります。

それから、もう1つだけ質問……（発言者あり）答弁するんですか。答弁するんなら長くなる。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 尾口議員さんが建前論というか、そういったことはですね、行政事例でもうたっております。結局議決権が先が監査が先かという、これはずっと悩んできたと思うんです、公営企業の決算書を提出するに当たってですね。それで長年の知恵というか、配慮からそういった事例が出てるのかなというふうに私たちは解釈してます。それで監査に当たっても、この点は監査委員の皆さんからもご指摘ありました。それでなお私たちも自治体ですね、関係自治体にも確認して臨んだということでございます。

ただ、建前論ということでは尾口議員さんが言われたとおりでございます。ただ、現実の議案の提案、それから議決の流れとしてはですね、今までのようなやり方にならざるを得ないということも理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） あのね、今までは、今までは良かったんですよ。減債基金積み立てすれば法律に基づいてよかったんですよ。いいですか。間違わないでくださいよ。今まではよかったんです。だからそれをただ引きずってるだけでですね、23年に改正なったんだから23年度の決算でするのは大変だろうというようなことで、こいな行政事例になったんだと思うんです、私は。この法律をつくられた原因をはっきり考えたらですね、地方のなにに委ねるんですよ。今までのやつでねんだよと。昭和41年以来の改正なんだよと。こいに言ってるわけですから、そういうふうにしないと、だから監査委員は何を監査すれば良かったんですか。そういうふうな今の論法でいきますと決算書にならない。決算書つくれないでしょう。議決をもらわないわけだから、まだ。そして議会に提出してからですね、ちょっと待ってると、監査委員に監査してもらうからと、こいなことになればこいづと同じような行政事例のような格好が出てくると思うんですが、できないわけでしょう。決算書つくれねんだがら。議決をもらわなければ決算書つくませんよといってるわけでしょう。そして決算でこういうふうな剰余金の処分を含めて決算書をつくると、こいなことになってるわけでしょう。水道事業剰余金計算書をつくると、こいなことになるわけでしょう。だから、その前に処分をしなければならぬわけ。その処分するのにはそういうことなんだと、こういうふうなことになるのではないかと。

そして、これはあだりほどの町村のやつ見たって、わからない人たちが聞いたってわから

ない話で、私もわからないで聞いてんですが、そういうふうなもので今までの流れをただ踏襲すればそういうふうなことになるんですよ。だからQ & Aもそんなことで終わってんだと思うんです。望ましいというふうなことで終わってる。いいというふうには言ってないんですよ。だからそれは間違わないでほしいと。

答弁したいっていうから、何ぼ答弁してもらっても私の論のほうが正しいと思うんですよ。いいですか。だからその辺は間違わないでやってくださいよと私は言ってんですよ。その辺はだから来年、まあ最終的に会計やなんかの書式を含めてやるのは26年の4月からでいいですよと、25年中にやりなさいよと、こういうふうにいってるわけでしょう。だからそれも私はわかって言ってんですよ。それはわがんだけれども、松島町でも大変だろうと、水道事業所に行ったときも言ってきたのはそういうことなんですよ。担当も大変これにわかるですね、職員も少ないだろうしなと。法律が45年も過ぎてから大規模の改正をやってるんだから担当するのもひどいだろうと、こういうふうなことで私は申し上げてきたつもりなんですが、それでも回答したいんならどんどん回答してください、私はまた質問続けますから。こういうふうなことなんです。（「議長としては、次の質問を受けます」の声あり）

それからですね、町長、考えてみてくださいよ。そこは。町長が一番親分ですから。その辺は間違いないようにしてほしいと、こういうふうなことです。

それからですね、私は、これもわからないんでお聞きしてるわけではありますが、義援金ですね、義援金は どうしてこうしなければならないのかと、こういうふうなことで議運どぎにも申し上げてはっきりしたものをほしいと、こいなごと言ったら、この流れだけ書いてもらったわけです。この流れだけでは私はわからないのでお聞きをするわけではありますが、役場側では役場に義援金だって持ってきたのを、こいづ義援金すか、寄附金すかっていってより分けして、寄附金だっていったら町の会計に入ると。こいな話聞いているわけではありますが、そうしますとね、役場が直接大きな公共団体なり企業なりから持ってきたときはこうやって聞くんだと、こいに言ってるわけでしょう。だから聞くんだとすれば町が直接関与してる、そうだとすれば議会にもわかるように説明しなければならないのではないかと。監査委員さんは義援金配分委員会の設置要綱というのがあると、書いてるわけではありますが、議会はわからないんですよ。そういうふうな要綱で動かしてると、金はですね。こういうふうなことであればそういうふうなものも議会に示すべきなのではないかと。私も直接わからないんでなんですが、余り難しく言いませんので、歳計以外に入れたと、歳計以外に入れると、こういうふうなことなんですが、地方自治法のなにをみますと見舞金だの入ると、歳計以外に入

れていいんだと、こういうふうなことになってるようですが、そういうふうに取り扱ったのか。見舞金なのか、義援金というのは見舞金だと思うんですが、用語が全く違う。用語が全く違う。だから義援金というのはいかなるものかと、まず1つ最初にお聞きをしておきたい。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 確かにこれは歳計の現金ではないので、通常私たちが言ってる歳計外、歳入歳出外現金ということで地方自治法の235条の4の3ですね、3項で、法令または契約とか特別の定めを除くものということで歳計外ということで、この義援金もですね、その部類ということで管理をしているということですから、直接一般会計とかそういう予算計上してする歳計の現金ではないということで、じゃ何に基づくのかということ、ここの中の地方自治法のそれに基づかないものということなので、財務規則とかそういうのも関連しないということになろうかと思います。

ですから、通常公式な言葉ではないんですけども、ほかの役所とかでも準公金と、公金ではなくて、それに準ずる準公金という取り扱いで進めております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） ほかの役場のやつでなくね、地方自治法があつて法律に基づく処理をしなければならぬわけですよ、町の職員はね。だから、そういうふうな法律に基づく処理なのかと、これに該当しないって、該当しないって規定はどこにあるんですか。ここのところにね、解説はあるんです。解説はね、法律又は政令の規定により認められるもの、これは公共団体が債権者として債務処理、権利を代行して行うことにより受領する現金又は有価証券及び災害により災害を受けたものに対する見舞金に係る現金と、これは歳計外さ入れているですよと、こいなふうにはいってんですよ。解説を見るとですね、そういうふうにはいってんですよ。だから義援金というのは見舞金なのかと、まずその用語の意義を一番最初に聞いてんですよ、私。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 細い、細かい法的な解釈の前に一体これはどういう現象なのかなというふうに私も当初考えたわけです。気の毒な人がいると、それに対してお見舞金なり、それに類するお金を出したいと。ですけども、直接その方が誰か特定できないし送り先もよくわからんと、そういう場合に一体どこにお金を出せばいいのかなということがあるのかなというふうに思います。赤十字等であれば赤十字のほうにいきますけれども、赤十字という組織

を通すよりも、できるだけ近いところに今お金を送りたいというときに、それでは役場に、公共団体に、自治体にというふうなことになるのかなというふうに思うんですね。ですから、法体系、一般的な法体系の中にはそういったことは基本的には想定してないわけなので、それで法的な部分にも書き込みがないといいますか、規定がないと。規定がないわけですが、そういった大きなお金を取り扱うのは、やはり一番自治体がよかろうということで、自治体でいわば便宜的に取り扱ってると。それを今度は法的に乗っけるためにということで大きな金をですね、法的な裏づけもなく持ってるわけですから、これは望ましくないということで監査委員さんからの指摘もありましたけれども、もっともっと法体系に近いような形で取り扱ったらいいんじゃないかというふうな流れがあって、まあ自治法の中にもないですけども、そのルールをつくっていこうというふうなことでいってるのかなというふうに思っております。

ただ、実態として、それを配分するに当たりましては配分委員会、その委員の方々、適切な処理ができる社会的な信用のある方、知識のある方をそこに配置いたしまして、それで配分を定めるというふうなことを現実に即してやってるということかなと私は理解しております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 町長ね、準公金だって何だって歳計外へ入れることができる現金、こいつは決まってるんですよ、法律で。それ以外は歳計外にも入れられないんです。ポケットする以外ないんです。歳計現金と歳計外現金、歳計外現金というのは、自治法の施行令で、これとこれしか入れてだめだよと、こういうふうになってるわけですよ。

だから、まあ悪いことしてんでねがら、みんなさけでんだがらいんだというふうなことなんだと思うんですが、義援金というのは、だから見舞金なのかと一番最初にお聞きしたのはそいづなんですよ。いいですか。

それでですね、まあ義援金にしないのは寄附金でもらってると、町がですよ、災害だからって持ってきたやつを、あなたは義援金ですか。寄附金にしてくれんですか。ああ寄附のほうがいいねと、役場で使うにいいがらと、こいなことで寄附金でもらってるわけでしょう。こいつは歳計現金に入れなきゃいけないわけ。そうすると役場がね、より分けしてるような格好になってしまってるわけですよ、現実には。そうだとすれば監査委員の監査も、準公金として取り扱うのであれば監査も受けるような体制をとったほうがいいのではないかというふうな意味合いね。監査の対象外だと思うんですよ、この歳計外さ入れでっから。そういうふうなことですね、おかしくないのかなと思って質問したわけですよ。

それですね、そうすると救援物資も同じなのかと、救援物資も同じなのかとお聞きをしておきます。

○議長（櫻井公一君） あわせて、先ほど副町長答弁するつもりでいたんでしょうから、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） まず、最初に所有権が最終的にどこになるかということだと思うんですけれども、尾口議員はそれを重々知って質問してるのかなと思います。

まず、歳計外であれば災害見舞金、ですから義援金と同じという、同じ部類かなと。尾口議員も多分調べているとは思いますが、じゃ歳計外って何々だと。私もある程度調べてですね、多分同じ資料で所得税とかですね、もらうものとか、そこに災害見舞金もあると。義援金というの、明確には義援金とは載っていませんけれども、これも同じ部類なのかなと、同じ類似なのかなと。地方自治法の中のどういう言葉があるかというのと雑部金というのがあるかどうか、それに入るかどうかということもあると思います。ですから、その中で義援金もあくまでも歳計外ということの中で管理させていただいております。

先ほど尾口議員が言われた監査委員の監査は基本的に公金、歳計内というか歳計現金を監査するということですが、今の世の中では学校の校納金とかいろいろありますけれども、いろいろ新聞でにぎわしているということもあるんで、準公金も地方自治法の中のその財務規則に載っていないけれども監査してる東京都のあるところの区もあるので、そういうのは監査委員といろいろ相談しながら監査の対象というか、私も調べて、小さい町でもしてる場所あります。そして準公金の要綱もつくっている場所もありますので、そういうところも進めていかなければならないのかなと思います。

じゃ、2番目の災害物資はどこなんだと、最終的に所有権がどこかということになれば、一旦町で受け取ってですね、それを配るとなれば、一旦は町なので、お金ではないんですけれども所有権は一旦町なのかなという認識で動かざるを得ないと思います。相手先が決まってるということであれば、また別ですが、そのような解釈でよろしいかと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 1つ前のやつね、雑部金というのは今なくなったんですよ。雑部金というのはなくなってね、昔は雑部金というのがあったんです。私収入役させてもらったときまで、自治法ではダメなんです、雑部金というの会計持ってたんです、収入役が。これは違法だということで私はカットしましたが、そういうふうなこともあります。

それから、今副町長が言った所有権がどこなんだと、こいなごどになってくっと救援物資はうちのほうで一回受けるわけですから、ボランティアを使おうが何使おうがですね、救援物資受けるわけです。受けて、こいづを今度出すというようなことになるわけで、所有権は町にあるんだと思うんですよ。

そこで、そこですよ、自転車が29台来てると。ここ計算してみましたら29台ある。あと子供用自転車が23台、バイクが2台、車はこの間補正で出たように保険から何から掛けるので町がしたと。そうすると、この自転車そのものもですね、何か聞くところによると応援に来た職員の方の通勤や何かにしてると、こいなことも聞くわけでありましたが、町のものでありますから備品台帳に載らなければならないのではないかと。町が一回町のものにしたんだとすればね、それは載ってるのかどうか。原付バイクはどうなんだとか、そういうふうなことにならなければならないのではないかと。一生懸命なって町、被災者のためにということで自分の金なりなんなりを持ってきて、そして住民なり国民がくれるわけでありますから、そいづを適当に処理されたんでは、その人たちの意を踏みにじるものだとは思ってるわけです。だからそうしてくっとこれらはどういうふうな処理をしたのか。23年度などとすれば、この29台のうち何台来てんのかわかりませんが、その台数まではいいですが、備品台帳に載つけてんのかどうか。恐らく載つけないんでないかなという感じをしてるわけでありましたが、いかがなもんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 確かに支援物資であろうとも町の所有権ということになれば町の規則、財務規則とかの適用になって備品台帳とかいろんな財産台帳の中で所有、所管の課とか所有権が変わればですね、誰かに行けば、それは確かに備品であれば、消耗品は別ですけども備品であればそういう廃止の処分とか所管がえをしなきゃないということなんですけれども、事実としては備品台帳には現在は記載しておりません。パソコンの中の議員さんに配ってる資料、その中でチェックをしているということで、備品台帳には今現在は記載しておりません。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 私は受け方としてね、こういうふうななにでなしに、日赤の支部長は町長ですか。分会長というんですか、分会長は町長ですか。そうするとね、日赤の分会として受けるべきだったのではないかと、まあ今考えてみますとですよ。そうすると、町でなくともいい、救援物資で来て余ったやつは、余ったやつというよりも配布しなかったやつは今で

も苦しんでる人たちにおあげすると、おあげすると、こいなことになるのではないかと、なったのではないかと、こいなふうに考えるわけでありますが、そういうふうな考え方は出てきませんか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 確かにそういった方法もあったのかなというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 私が副の分会長なんですけれども、確かに管理の仕方としては、役所で受けると、受けて出すといろいろな問題とか、こういう災害のときというのは緊急性とかのもあるんで、迅速性もあるんで、そういう日赤で受けて処理するというのが一番よかったのかなと今は思っております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） あのね、私が言ってそいな答えが返ってくんであります、役場のお歴々皆何百万と取ってる課長さん方だからそういうふうなものを、これがいんでねが、あれがいんでねがという、そいなのが出てこなければねんでねかと、まず。今指摘してかなり指摘をしたんでありますが、指摘しなければわがんねんだ、行政側の人たちは。そして何か言えばからまもりしねげねがら、こいづなんだこいづなんだと、原則いって、原則が一番ですから、原則がわからない人が処理すると間違った処理が出てくるわけです。だからそういうふうなことのないようにですね、今からは100年ぐらいねえがもしれません。ないかもしれませんが、そういうふうな処理をすべきだろうなど。

それから、これも注文であります、さっき言ったように準公金として、監査委員さん大変失礼なんですありますが、仕事として大変なんだと思うんでありますが、そういうふうな方々に監査をしてもらって、そして義援金も余ったらなじょにもしようないわけでしょう。準公金として歳計外に残ってるだけで、配分委員会さ、一々後からやってきたのも配分委員会開いてやるというわけにいかないわけでしょう。そうすると、それらは福祉協議会なりなんなりにですね、公的な、公共的な法人におあげをしてしまうとか、そういうふうな公金の処理をしていかなければならないのではないかなと、こう思うわけでありますが、いかがなもんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） そう思います。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） これでやめます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員の総括質疑を終わります。

連絡がおくれてましたけれども、午後から12番太齋議員、早退しております。

それから、頭を大分下げてる議員おりますけれども、きちっと人の話を聞くようお願いを申し上げます。

次に総括質疑を受けます。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 16番今野でございます。大変ご苦労さまでございます。私、余りいろいろと質問はしないつもりで、できれば質問1つについて1回の答弁で終わればいいなと、こう思ってますけれども、とりあえず何点か質問させていただきたいというふうに思っております。

昨年はずいぶん、3月の11日に東日本大震災が発生をしたということで、この予算の審議の最中ですね、大変な地震が来たわけですが、職員の皆さん方におきましては、本当に地震後昼夜を分かたず必死に住民の避難、安全確保のために働いていただいたかなと、このように思っております。その点では本当にご苦労さまでしたと、このようにまず申し上げておきたいというふうに思います。

そこでですね、やはり23年度振り返って何が大きかったかということであれば、やっぱり地震の問題だということでございますので、今もこの震災の影響を乗り越えて前に進むということとみんなで頑張っているということではございますけれども、現時点で東日本大震災下における町としての対応のあり方、どんなふうに振り返っておられるのかですね、その辺のものがございましたらお聞かせをいただきたいということでもあります。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 松島町として、ほかの沿岸自治体に比べて被災の度合いが少なかったというのは大変幸運であったというふうに思っております。そういう中で被災したわけでございますけれども、瓦れき、瓦れきといいますか、震災廃棄物の対応、それから水の対応、また避難所の方々への対応、そういったことではよく、よくできたといいますか、自分で言うのもなんですけれども、皆様方に多大なご迷惑、不必要なご迷惑をおかけすることがなく、いろんな問題点はありましたけれども、何とか乗り切れたんじゃないかなというふうに思っているわけです。

特に廃棄物の処理につきましては、昨今大変問題になっているわけですが、松島町として分量少ないとはいえ、それでも10万トンでしたかね、それぐらいの廃棄物があった中を、

ほかの自治体の支援はありましたけれども何とか処理しきって、もう今は形がないということとはですね、我々としてもよくやったかなというふうに思ってます。

それと、あと震災復興計画ですね、あれも大変な中で具体の対応をする中であわせて並行的にやったわけですがけれども、これまでの松島町の課題というものの解決策も含め、含んでですね、策定できた。そしてそれが国の交付金を引き入れて事業をする際にも、まあ5割がいいのか悪いのかというのはありますけれども、私としては松島町のためにはなったんではないかなというふうに思ってます。

それで、今の課題ですが、観光の風評被害とかもありますけれども、実害としてですね、地盤が下がっている、地盤というよりも地殻が40センチ、50センチ下がっている、それによって沿岸部の方々に大変な不安を与えているというところがありますので、その部分ですね、高城川も含めてですが、高城の町も含めてですが、それをぜひとも早期にやりたいというのがあります。

それと、あと道路関係のインフラ関係の復旧はですね、まだまだ仮復旧の段階だったんですが、今年度に入ってしっかりと予算化できてやっていますが、これも職員の数の問題とか、あとは業者さんの数の問題がありまして、なかなか100%というわけにはいかないのは心苦しいわけですがけれども、この辺のところをしっかりと進めていきたいなというふうに思っているところです。大きくは地盤対策があって、あとインフラの整備をできるだけ早く、人員の確保も含めてできるだけ早く、この部分ですね。

それと、あと震災復興の公営住宅がありますので、これもですね、ほかの自治体よりも先駆けてやっていきたいというふうに思っているところです。

総じて松島町として、役場としてはですね、各地域の方々にも大変お世話になりました。自主防災組織の方々にも大変お世話になりましたけれども、そういう中で何とか乗り切ったのかなというふうに思っているというのが全体的な印象でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 全体として取り組み自体はですね、評価できる内容だったのではないかなという評価をですね、ご自身で今されたのかなというふうにお伺いいたしましたけれども、それでですね、我々もあれだけ大きな地震が来て、どんなふうに地震に初動、どういうふうに対応したらいいのかということっていうのは、本当にもうわけがわからないというか、そういう状態だったのかなというふうに思います。そういう点では、あの震災を通じて非常に初動体制の重要性ということも含めて教訓として本来残ったのではないかなと思うんですが、

本町では9月の15日にもですね、台風が来て床上浸水という事態に至ってるわけですね。ここに至る経過の中で、やっぱり役場の災対本部の設置等も含めてですね、住民へのそういう避難徹底がおくれたのではないかとといったようなことも耳にするわけですね。そういう点で大震災の教訓というものが生かされなかったという側面があるのではないかというふうに思っているんですが、その辺についてはどうお考えですか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 教訓が幾つもあるわけですね。多岐にわたって幾つもある中で、少なくとも避難の部分について対応がおくれたんではないかというふうな指摘があるのは承知しております。

ただですね、我々としてもどのタイミングで避難をしていただくのかについては、予想データ等をもとにしてやっています。9月15日の場合は、その事前のデータの予測が、もう少し緩やかなものでしたので、もう少し余裕をみて、状況を見てからやろうということだったんですが、結果として急激に雨量が増してですね、ああいうことになったと。

あそこでまた私も思ったんですけれども、津波災害と雨水の災害とでは対応がちょっと違うのかなというふうに思いました。津波の場合には、とにかく高いところに逃げると。雨水の場合はですね、逃げるつつた場合には、もうその時点で相当水深が高くなってるんで、雨水で流されるということは津波ほどは考えられないんですので、2階にまず避難してくださいというような指摘のほうが適切だったのではないかなというふうに思っています。

そういったものも含めて、今地域防災計画の見直しもしますし、また震災で教訓を得たことの取りまとめも行って新たな防災の計画、全体的なところから細いところまでやっていこうというふうに思っておりまして、今作業中でございます。今来たらどうなんだということがあるわけですが、その辺はですね、できるだけ早くつくりたいなというふうに思っております。そういう中でその教訓を的確に生かしていきたいというふうに思ってます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 初動がおくれたのではないかとということを申し上げたんですが、1つは、やはりデータが緩やかになってたということはあったにしてもですね、職員の配置の問題としてどうだったのかという疑問を呈している町民の方々もいらっしゃるんですね。遅かったのではないかと、もう少し地域にですね、職員を的確に配置をしていけば状況の把握がもっと速やかにいったのではないかとというような声も私は聞いております。

ですから、そういう点でですね、やはりもっともっとこれから地域防災計画、今までの話で

すと25年度末までにはつくろうと、、こういうことでやってるということですから、そういうものも含めてですね、本当に的確な計画をつくっていただきたいというふうには思いますけれども、今の23年度の決算の中ではそういう指摘もあったのではないかなということで、もう少しこのことについては、決算審査の中でもお聞きをしたいなというふうに思っております。

それから、この震災との関連で放射能、放射線対策の問題ですね、これにつきましても、議会としては4月の10日でしたか、11日でしたか、そのころに議員の懇談会も開いて、そこに前の副町長さんと町長さんにも出席をいただきながらですね、この放射線対策の必要性ということも出たような気がします。4月の中旬には議会としても、ほぼ放射線対策として測定器の購入を早く行って観光の風評被害等に対して正確な情報の発信をすべきではないかと、こういうことがあったにもかかわらずですね、町のほうの答えとしては、県のほうで測定をしてるんだと。それがあるから大丈夫だということですね、私、放射線の測定器の購入がおくれたと、言ってみればですね、そういうことになったのではないかなというふうに思うんですが、やはりそういう点できのうもお話したんですが、放射線に対する考え方というものがですね、非常にとらえ方として甘いのではないかと、なかなか現実目に見えないですからね、影響がわからない。当時はね、誰でしたっけ。原口じゃなくて、あのときは枝野さんですかね、やってたのはね。大臣は。彼なんかもね、放射能は健康、直ちに健康、体に影響のあるものではないと。こんなこと当たり前の話なんですけれども、直ちに出来たら大変なことなんですよね。ですから、そういう意味でね、やはり測定器等々もですね、早めに購入をして対応をするということがですね、私はこれからまた大事なことだと思っていますけれども、そういう点についてのご意見などありましたらばお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 震災以降ですね、ずっと議論をしてる部分がありましてですね、その放射能の影響が一体どれだけがね、人体に対して危険範囲なのかということについてですね、やっぱりわかり切れないところがあるというのが、私は思ってます。

ただ、町民の方々の不安を解消するためにできるだけ測定もしますし、その測定結果も公表するということで努めてきたつもりですけれども、そういったご意見があるとすれば足りないところもあるのかなというふうに思うわけでございまして、今後、県がやってくれるからとかね、そういったことではなくて、町民の方の声をなるべくお聞きするような形で、それ

でもある一定の限界といいますか、ある一定の判断基準というのがあると思いますので、それは持ちながらもですね、今のご意見は踏まえさせていただきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 余計な話になるんですが、原子力発電所とかね、核エネルギーの研究所とかね、こういうところから廃棄されるものは100ベクレルを超えると嚴重管理になるわけですよ。100ベクレルですよ。今の我々の状態からいったらとても考えられないですけども、100ベクレルを超えたものは国のどっかの場所に嚴重管理で保管をしようと、日本でいえば六ヶ所村みたいな、ああいうところに当然なるんだと思いますけれども、そういうレベルで物事を考えてんですね。これは国際放射能防護委員会ですか、こういったようなところの大体基準でそういうふうになっているわけですよ。

ですから、果たして私たちもね、先ほども廃棄物でどれくらいのものを今捨ててるのかと、例えば水道事業所の汚泥か、浄化汚泥ですか、これなんかだと高いときは1,300を超えたときもあります。こういうものを、じゃ本当に国がいいから、国は8,000ベクレル以下であればいいということで一般の適用な管理ができるところに埋めていいですよと、こういうふうになってるわけですけども、本当にそれでよかったのかという疑問すら私は持つわけです。まさに放射性物質をこれでやってったら日本中にばらまいて置いていくという、そういうことになるわけですね。そういうこと言ったら国際基準から見たらまるっきり高いものを全国あちこちに置いてると。これはいろいろ考え方があってやってることだと思うんですが、今よくわからないというお話だったんですが、8,000ベクレルになぜ設定をしたというふうになっているのか、この辺おわかりですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） わかりません。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 私もよくわからないんですが、先ほど言ったように100ベクレル超えたら片一方は嚴重管理しなさいよと、片一方は8,000ベクレルでもその辺に置いていいよと、以下であれば。こういう状況ですので、これはいろいろ理屈はあるようです。実際にベクレル換算から今度シーベルト換算にするわけですね、人体への直接の影響の問題を考えた場合ですね、そのときにどうなるのかという計数がありまして、大体8,000ベクレルであれば200シーベルト、マイクロシーベルトですか、とか300マイクロシーベルトぐらいにしかないよと。言ってみればどうもそういうことがあってそうしているんだということではあるようで

すけれども、いずれにしてもそういう基準というのは非常に大きくとられて今進んでるわけです。

ただ、先ほど言った放射線防護委員会では、人体における放射線の量あるいは体内に取り込む放射性物質、いずれにしてもこれは少なければ少ないほどいいという、いわゆる閾値というか、ありますよね。人間の体にとって1ミリシーベルト以下ならいいとかね、超えたらだめだよという、こういう考え方が1つ学者の中であつたわけですが、今現在はそういう閾値、放射線についての閾値論というのはないわけですね。少なければ少ないほどいいと、こういう考え方に立っているわけですので、そういう意味ではやはり町としても放射線がどの程度にあるのかということを常日ごろきちんと掌握をしてですね、そして対応ができるようなものにしておかなければならないというふうに私は思います。

そういう点で学校給食もね、この8月末ですか、9月からですか、放射線の測定が始まるということで、これも昨年来言ってるわけですからけれどもおくらせてしまったと、こういう状況です。私は、じゃどこに基準を置くのかということを、先ほど町長言われましたけれども、それはね、やっぱり町民の不安を解消するためにどんな施策が必要なのかと考えるべきなのではないかなというふうに思います。そういう点できのうも言いましたけれども、せっかく来た放射線測定器2台ね、そのうちの1台が利府町にいつてしまったと。惜しいなと、こんなふうに思っていますけれども、そういう問題ではないかなというふうに思います。

そういう点で、ぜひですね、これ何度も言いますけれども、これから10年、20年、30年、もっと長い目ですよね、30年で半減ですから、さらに30年たつて4分の1になるだけなんですよ。全くなくなるというのは、もう何百年なるのか何千万年なのかわかりませんが、そういう話なんで、そういう対応だということで、ぜひ考えていただきたいということを、お願いをしておきたいと思います。

それから次ですね、23年度は指定管理者を改めて、集会所についてですね、指定をされたと。こういうことになるわけですから、24年度からは一部町のほうですね、維持費について負担もしてるというふうには伺ってるんですが、決算書見ますと23年度の決算収支、それぞれの集会所見ますと、予算と決算で決算のほうが大きくなってるというところがあるんです。例えば松島区の小石浜支館は予算に対して8万7,255円オーバーしてるんですよ。それからですね、高城区はいいんですが、本郷ですね、本郷のふれあいセンターは97万9,778円予算に対してオーバーしてる。反町支館も78万6,402円オーバーしてます。それから、名籠支館3万3,407円とかですね、下竹谷モデルコミュニティですか、これも2万5,472円というような

形ですね、震災の影響もあって多分こういう予算オーバーした内容になってるのかなという面もあるんですが、これはなぜこれだけ予算に反して大きな予算オーバーした決算になっているのかという原因ですね、そこわかれば教えてください。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 今言われたところは決算の説明資料、あと決算書の中の差し引き勘定、差額というふうに受けとめたわけですけども、決算書とこの状況は具体的に試算していませんでしたが、今言われた施設の中で大きな差が出た、23年度ということで震災の影響が大きかったんだらうと、逆にいうと震災のときにちょっとおっかけられなかったのかなというところもあるのではないかというふうに思ってます。

そういうことで、大きくは震災に対する影響が大きい、それを踏まえて電気料等ありますけれども、これは24年度で逆にその分を補填した内容で、補填したといいますかね、見ていくというか、そういう内容でちょっと考えていきたいというふうに見てます。内容的には震災なのかなというふうにちょっと今の段階で考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 24年度は24年度だと私は思うのね。だから問題は、例えば小石浜では当初の予算が6万5,000円だったんですよ。6万5,000何がし、それが決算では15万何がしになっているわけね。これは今お話のように震災を受けてこういう額になったんだらうと、こういうことであるとすればですね、私は区なりあるいは地区なりの方々にですね、ただ単に負担してもらっていいのかなと。本来であれば、当然町の経費として見ていくべき中身がなかったのかなと、こんなふうに思うので質問させていただいてるわけです。今までもいろいろ言ってきました、私はね。この指定管理者のあり方おかしいよと、もう少し町として委託契約するときに町としての支出をしなきゃだめじゃないかと、こういうことを言わせていただいた。それを受けて多分24年度はね、一部維持費の負担金が出てきたというふうに私は思ってますけれども、今回ののは、これ震災関係でこういう持ち出しになっているんだとすれば、これは町として本来もう少し考えてやるべき中身だったのではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 確かに額的に小さいところで3万とか4万というのと、逆に何十万という、ちょっとこの辺の差はでかかったのかなと、大き過ぎるのかなというふうに感じております。そういう中で費用的に大きなところは何かその団体で手当てできたのかもしれない、

そういうふうに今感じております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 本郷ふれあいセンターというのはできたばかりのところで、あの辺の方々一生懸命避難もされたのかもしれませんが、97万9,000円ですからね、これは区でこれを全部負担したということになると大変な額だと思うんですよ。私ね。これどうしてこうなったのか調べていただけないでしょうか。それぞれのですね、これ持ち出し超過に、予算に対して持ち出し超過になってる部分あるわけですから、それぞれについて、なぜそうなったのかということ、もう少し調べて教えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） この辺につきましては、決算のときにその辺ちょっと今時間そういうわけでちょっと時間いただければと、決算のときということでお願いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） それでは、その件については決算審査で同じような質疑が出ると思いますので、きちっと資料をそろえておくようにお願いします。（「休憩」の声あり）

休憩という声が出ておりますので、よろしいですか。（「まだあるでしょう」の声あり）

それでは、ここで休憩をとりたいと思います。再開を14時20分といたします。

午後2時00分 休 憩

午後2時20分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

今野 章議員の総轄質疑を続けます。今野 章議員。

○16番（今野 章君） 先ほどの集会所の件、何かふれあいセンターは3月11日はまだ、完了検査最中だったということで避難とは余り関係ないのかなという思いもしますが、いずれにしても97万9,000円ということで、持ち出しが予算対比で非常に大きいということで、どういう中身なのかということは、先ほどお願いしたとおり、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、次ですけれども、根廻磯崎線の関係ですね、私は当初からこれはやらないほうがいいのかという論者ですので、町長も耳にタコがよるくらい聞いてるかとは思いますが、去年は橋梁部の設計調査費ですか、これを計上されたということで、その後ですね、大震災とい

うことになりました。これは復興交付金事業で一部採択をされて505メートルの事業採択をしているということで、これは橋梁部から県道奥松島公園線ですか、ここに至る分ということで、説明の際にはいわゆる都市計画で引いた路線でいくと、こういう計画で進むという説明を受けているわけですが、その後の根廻磯崎線の復興交付金事業の採択の関係でいきますと6月の、6月ですか7月ですか、第3回目のところでは申請しても入らなかったと。こういう状況もあるということになっているわけで、今後の見通し考えたときに避難道路ということでの考え方で進むんだろうとは思いますが、これは事業採択本当にされるんだろうかと、こういう思いが1つするわけです。

そういう点で調査設計費を計上してですね、当初のいわゆる路線図で乗せていくということになったときに本当に可能なんだろうかと。やはり費用の面でもついてこない、結局は単独でこの事業を進めていかざるを得なくなるのかなという思いもするんですが、その辺今後のことを考えると庁舎の移転問題というのでもありますし、財政的には非常に需要が高まってくるということになると思いますので、見通しも含めてその辺の考え方をお知らせいただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 見通しと言われましてもですね、これは私、平野復興大臣と直接お話をしたときも、調査費だけつけて事業費つけないということは考えることないというふうに言われましたので、それはそういうことだろうなということでございます。少なくとも美瑛の丘から県道までですね、松島公園線までについては、これは国がきっちり約束したというふうに私は理解しておりますので、心配しておりません。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） そちらはつく、残りの分はどうするのかということが出てくると思うので、その辺も含めて……。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 残りの部分がないと、確かに袋小路になってしまいますので意味がないということでございます。これは交付金のほうで求めていきますけれども、もしか交付金がつかなくともですね、一般都計道の事業、街路事業なりもありますので、道路事業なりありますので、最近は補助金と言わないようですが、あれを使ってですね、やるというつもりでおります。片一方だけ抜けて片一方に抜けないのは意味がないというふうに思っておりますので、それはきっちりやっていきたいと思っております。町の金を半分注ぎ込んでもやるつも

りでおります。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 全体として景気の低迷もしてるという中で震災受けてですね、これから立ち直っていくということにはなるんですが、税収そのものもこれから先なかなか伸びてこない、こういうふうには大体見通せるわけですね。人口が多少ふえるんでしょうかね、美瑛の丘あたり中心に新しい住宅が建ったりしてるという点はございますけれども、なかなか今の流れでいきますとそうそう収入自体を大きく期待することはできない、こういうふうに思います。むしろ減るということで見ておいたほうがいいのかなと思うんですね。そうしたときに根廻磯崎線、それからもう庁舎もだと、こういうふうになるとね、本当に財政的に大丈夫なのかと。まあ私心配するのは、結局そういうことで進んでいくと削られるのはいつも社会保障費、福祉なんです。結局そのところがおろそかにされて高齢者がふえていく中で手当てがされていかないと、こういうことになることが一番心配なわけですよ。

ですから、これこの間もね、話変わりますけれども消費税法案が通りました。6月の20日前後に自民党さんと公明党さんと民主党さんと3党が談合して、私、だんご3兄弟じゃなくて談合3兄弟じゃないかと、こんなふうに言ってるんですけども、こういう中で何が結局あの消費税法案の中にくっついたかというと附則条項の18条の2項でしたか、ここに結局公共投資に回しなさいと。社会保障費はこれからは消費税で全部賄うんだと。だから国の一般会計予算は余るんだから、この予算をどんどん公共事業費に使いなさいと、こういうことの言ってみれば法律に附則条項がついたわけですよ。ですから自民党さんは今後10年間200兆円の公共事業つくりなさいと、公明党さんは100兆円つくりなさいと、こう言ってる。これはやったら消費税なんか本当になくなるんですよ。そういうものつくったんですね。結局。

ですから、そういう大型の土木事業なり財政需要が出てくるとですね、いつでも大体日本の国は福祉、社会保障というのはどんどん削られていくと。自分のことは自分でしなさいといわんばかりに逆進性の高い消費税が入れられてくると、こういうふうになるわけで、私はそういう点でこうした根廻磯崎線などの大型の事業が、そういう福祉、社会保障、町の福祉ですね、こういうもの、教育も含めて押しつぶしていくことにつながらないのかなと、こう懸念するんですが、その辺も含めて、最期この点についてはお伺いをしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 松島町のこれまでの事業の実績からしてもですね、福祉関係を削って道路関係をふやすということはやってなかったんですよ。逆の部分はあってもですね。それ

はその福祉関係について、福祉、教育関係について力を入れるについては、私も賛成でございますので、そちらを露骨に削ってこちらにつけるといことは考えておりません。

道路についても、松島公園線までのほうについては、移転補償物件もありますので相当コストがかかると。それから、跨線橋がありますので金かかるということはあるんですけども、逆サイドのほうは山でございますので、そういう点では盛り土は発生するかもしれませんが、そういった点ではコストはかからない路線であります。それこそですね、予算見合いで松島町の財政に過大な負担をかけない、バランスのよい予算配分でもって各年次割でもってやるということについては、私はそんなに悲観してなくて、できるというふうに思っております。

あわせて、福祉関係、教育関係についてですね、これも私は重要視しておりますので、長松園の土地代もただにするというようなこと、ほかでもやってないことをやってるわけですけども、これはやっぱり松島町のそういう高齢者福祉環境をしっかりと充実していった松島でもそれが事業として成り立つようにしていかなくっちゃいかんというふうに思ってるわけですよ。ですから、そこんところを削ってまで、削るということではなくて今後の行政を進めていきたいというふうに思ってますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 大橋町長はそのつもりでもね、やっぱり代がかわるとまた変わる可能性もありますから、これはやはりね、大型事業を推進するめどをつけて、代がかわると変わるんですよ。やっぱり。そういう危険性もあるんでね、何度も何度もこうやって言うわけですね。

同時にね、町長は一生懸命、確かにことし、この10月から乳幼児医療費ですか、子供医療費ですか、これも中学校終わるまで医療費見ますよと、入院については、そういう点で前進してきたということは私も高く評価をさせていただいておりますけれども、ただ一方でね、それじゃ本当に全体としてよくなってきているかということのをいいますと、決してそうじゃない。

次の問題ですけども、例えば23年度に第5期の介護保険事業つくりました。しかし、この中には待機者ということがたくさんいるのにもかかわらず、それを受け入れる施設建設というのは、特に特養ホームですね、こういうものは計画の中に入っていないわけですよ。私、けさも見てきましたけれども、長松園で397人でしたかね、8月1日現在で、たしか待機者が。これは複数で当然登録されているということはありますけれども、そういう方々が長松園だけでたくさんいるんですよ。大体平均回転率1.4年だそうです。長松園はね。ですから、1年

と4、5カ月待たないと入れないよと、少なくとも。そういうことが県の統計で出ておりました。ですから、そういう状況を放ったらかしにして、じゃいいのかと、こういうことが出てくるわけですね。私は何度も言いたい、これまでも言ってきたんですが、なぜ特養ホームつくらないのか、こう言うと利府町さんに今度100床のができる計画で進んでるんですよと、こうなるわけですね。100床あったら間に合うのかと。どこでも今言ったように300だ400だっていう申し込み者いるわけですね、特養ホームは。そういう点では50も100もとは言わないんですが、まず地域密着で小規模の特養ホームとかね、そういう構想ができないのかどうかも含めて考えるべきだったんじゃないかというふうに思うんですが、残念ながらこの計画の中には入らなかったというところがございますので、そういった点についてどう考えているのかということをお聞きをしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 特養ホームにつきましては、私の答弁を先取ってやっていただいたわけですが、やっぱり財政規模といえ、そののところにいくとどのぐらい、あればいいわけです、もちろんあればいいんですけれども、そのところはやっぱり全体の財政の規模、バランスとか考えるとなかなか難しいものがあると。そういう中でも規模の小さいものでおやりになってる自治体といいますか、ありますけれども、それにしてもそこで果たしてそういった営業というんですかね、そういったものが成り立つのかどうなのかという事業者側のいろんなご都合とかもあろうかと思われましてですね、全然考えなかったわけではないんですよ。それでもそういった事業者の動向とか考えますと、なかなか現実には前進していかないという面があると。

おっしゃられた意味でですね、これからますます高齢化が進みますので、対応は考えていかななくちゃいかんというふうには思っています。このまま10年も20年も放ったらかしということはないとは思いますが、そのつもりはありません。しかし、そのときに私やってっかどうか分かりませんが、いずれにしても、私、この問題は考えてます。考えてます。しかしできないこともあるということで：少なくとも今のところはこの答弁でお許し願いたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） これはね、これからやっぱりそれこそ戦後のベビーブーム時代の人たちがどんどん高齢化して、まさにピークに入っていくわけですから、早い時点でこういうものを整備をしていくということが本当に課題だと、危機的な課題だというふうに私は思うんですよ。そ

ういう意味でね、この23年度で策定した計画にそういう内容が盛り込まれなかったというのは非常に残念だなというふうに思います。

そこでね、もう1点だけ関連して、関連してですよ、介護サービスの充実ということであつたときに、今から何年前ですか、2、3年前ですかね、もうちょっととなりますかね、福祉用具だとか住宅関係の整備とか介護保険であるわけですよ。これ以前、償還払いやっただですよ、前ね。私も質問させていただいて受領委任払いにしたとなつたんですけれども、住宅の関係だけなんです、本町は。他の福祉用具については、まだこれになってないと思うんですが、サービス充実ということであればね、小さいとは言わないけれども道路だの何だの比べれば細かい話になりますけれども、そういうものもやっぱり利用しやすいようにすると、償還払いから受領委任払い制度に切りかえて利用者が一時に出すお金が少なくて済むというふうにやっぱりしていくということなんかも大事なことでないかというふうに思うんですが、大体2市3町見るとやってないのは多賀城市と松島ですかね、ほかは大体委任払いになってるようです。ですから、そういう意味でもぜひそういうことをして、やっぱりどんどん利用者のサービスに応じていくということが必要なんだと思うんですが、その辺いかがでしょう。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） ちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） ただいまの福祉用具の関係なんですけれども、確におっしゃるとおり住宅はたしかそういう制度でやっておりますけれども、確かに福祉用具は金額が小さいということで、そういう観点で踏み込まなかったこともありますけれども、これから全体的なところを見ましてですね、それも何も支障ないような場合、そういう感じで介護者の利便性を図りたいように検討したいと思います。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） ぜひ早めにですね、実現するようにお願いをしておきたいというふうに思います。

次なんです、国保の関係ですね。この点につきましては、いろいろ税の面での減免、震災を受けてやっていただいて助かったという方もたくさんおられるかなとは思いますが、ただ滞納が非常にやっぱりまだ非常に大きく残っていると、2億4,842万ほどの滞納、累積滞納になってるということで、私はこれまでも国保税の見直しですね、引き下げというようなことを行うべきではないのかということと同時に国庫負担の増額を求めるように、国にそういうお

話もすべきだと、こういうことを何度もこの場でお話をさせていただいているわけですが、1つは国保税の引き下げは考えられないんだというお話、前にやったかと思うんですが、課税方式の見直しというのも1つあるかなと思っているんです。応能応益割と、こういうことでなってます、応益割がやっぱり非常に高いかなと。全体の税収の半分が応益割になるわけでしょう、大体ね。ですから、金があってもなくても取られるという意味では非常に重い税金になってるわけですので、この辺の見直しですね。前聞いたときはそういうことも含めて、ぜひ検討もしたいというような答弁があったようにも思うんですが、その辺どんな検討をされたのかということと、国庫負担の増額を求めるようにすべきだということを申し上げてきましたので、この間のそういった取り組みがありましたら、どんな取り組みだったのかですね、例年の国保大会でやってますだけじゃない答弁を、ぜひお願いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 年々ですね、保険税の滞納額が累積しておりまして、私どもにおいても憂慮してところでございますけれども、前にも今お話しあったように応益応能割の見直し、以前は応能応益の割合において低所得者の7割・5割・2割軽減ができるということで50対50に向けて作業をしてきて、ずっと今までやってきたんですけれども、22年からはそれらの率に縛られなく低所得者の軽減ができることになったのは事実でございます。

そういう意味も含めましてですね、確かに昨年度ですね、例えば応益の部分で必ず負担かかる部分のそれらも下げる方法もあるんじゃないかということで何度かいろいろ検討に入ってますけれども、まだ実際のところですね、このような税率の見直しというような感じの最終的な結果には今至ってないところでございまして、検討してることは事実でございます。以上でございます。（発言者あり）

国等への要望につきましても、それぞれの町村会なり、その中では声を上げてるところが今現実的なところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 町村会も1つ大きい力だとは思いますが、個別的にやっぱり声も上げていかないと何かいつまでたっても同じことをやって、同じことを言われて終わりなのかなという気がするんですね。そういう意味ではこの国保の問題を危機的な状況を打開するのに本気になっていただいているんだろうかと、私はそういう思いがします。そういう点では、このままであってはいけないと思うんですが、県のほうとの広域化ということの課題も国保は出てきているということで、大体今応益・応能割、資産割・所得割、世帯割・人員割と4つで

掛けてるわけですがけれども、あれでしょう、国の指導としては大体それでやらなきゃだめだよと、それでやりなさいという方向での指導になってきてるんでしょう。今、課税別の、まあいい答えしてもらったんだけど、国のほうは多分そういうことではなさいよという指導をむしろしてるんじゃないかと思うんですよ。だから見直しと言われても応能割の、例えば見直してもいいんだけど、例えば資産なんていうのは全く収入生まないわけですよ。言ってみれば。この部分を、例えばじゃなくして応能の部分は所得だけにするとかですね、そして応益割の部分を下げるとか、そういう検討が本当にできるのかどうかですね、どうなんでしょう。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 制度的には、今松島町でやってるのは4方式ということで今の4つの課税方式でございますけれども、3方式、例えば資産割を課税しない自治体もございますので、当然その部分は何かしらに当然反映すると思いますけれども、そういう4方式以外の3方式も可能ではございます。ただし、その部分はやっぱりどこかには、いわゆる応益の部分とかそれから残った応能の所得割に反映をせざるを得なくなると思います。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 確かに3方式であれ4方式であれできるとは思いますが、私が言ってるのは国保の広域化を前提にして、もう3方式はやめなさいと、4方式にきなさいという指導になってるんじゃないかということなんです、その辺どうかということです。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 私どもの知っている関係では、そのような3方式やめて4方式というような通知とかは全然来てない状況でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） ぜひですね、もしできるのであればそういうことも考えていただいて、やっぱり所得の低い人たちの国保税が少しでも下がる方策、これをぜひ考えていただきたいなというふうに思うんですよ。根本は、毎回言いますけれども国がもっと国庫負担率上げなかったら解決しない問題ですから。ですから、これは先ほど、毎回同じ答弁で、また同じ答弁でしたけれども、ぜひ本気になって国庫負担をふやせという声を、被保険者は自治体なんですからね、本気になって町がやらなかったら、これは解決しない問題だと思います、私は。そういう意味で、ぜひ国保の問題も真剣に考えていただきたいということをお願いしておき

たいと思います。

それから、最期にですけれども、私いつでもこのごろは職員の働き方の問題ですね、こういう問題ずっと言わせていただけてきてるわけです。やっぱり非正規労働が貧困を生んでると言われるような今社会状況なわけですね。そういう点で震災もあって庁舎内でもたくさんの臨時あるいはパートというような形で働きをされている皆さんがおられるかと思うんですが、時給当たりの報酬というか給与というんですかね、これは非常にやっぱり低いのではないかと、世間一般と比べれば決して低くないと、こういうふうに言われるかもしれませんけれども、平成22年度の広報でお示ししてる人事行政の運営等の状況についてということで職員の皆さん方の給与等の状況がお知らせがあるわけですが、平均43.3歳で平均給与月額が34万1,162円だと、これ時給にすると幾らになるでしょうか。これ期末手当の分が入ってないと思うんで、期末手当含めて職員の皆さんの時給はどれぐらいになるかと思って計算してみました。

そしたらですね、7時間45分ですよ、1日労働時間。年間の労働日は232日なんですね。役場の皆さんは多分週休2日制ですからね、52週で104日、それから祝日が15日、正月休み6日ぐらいあって、そのうち土日が入ったことにして4日ということと、それから有給休暇が平均9.8日ということで10日みさせていただくと、大体役場の皆さんは年間232日働いていると。残業までは計算しなかったんですが、これで計算すると平均43.3歳の時給は3,026円になります。期末手当も入れて。役場で働いてるパートの皆さん幾らで働いているでしょうか。800円ぐらいですかね。もっと安い方もいらっしゃるかもしれません。高い人では1,000円を超える人も、もしかするといえるかもしれませんけれども、4分1ないし3分の1ぐらいで働いていると。これで本当に貧困の解消というのは可能なんだろうかと、こう思うんです。いかがですか、町長。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 日本社会全体の賃金体系のお話になってくるんじゃないかなと私は思います。確かに非正規労働者といいますか、臨時職員の方々の給料は比較して安いんだといわれれば安いかもしれませんが、しからばそれでじゃ役場の職員の給与を下げますかとか臨時の職員を給与を上げますかとかというふうな話には一概にはならないと思いますので、そういう問題かというふうに理解しております。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） そうですね、一概にそこまでいくのは大変だなと私も思うんですが、こ

れだけの差があると。非正規と正規の職員でこれだけの差があるということに私たち自身ももっと関心もって見なくちゃいけないだろうなというふうに私は思います。ですから、時々議会にも時給1,000円まで上げろという陳情・請願が上がってきたりすることもあるんです。この間の宮城県の最低賃金は生活保護と逆転してますよと、全国でも何県かの中の1つになってますよと、こういうのが出てますけれども、やはり大きい問題だとはいいつつもですね、やはり基本は同一労働同一賃金という考え方に本来立つべきなんだと思うんですね。その上でもって私はパート労働でいいわとか、私は臨時で構いませんと、だけど時給ですからその分はちゃんと保障されますよという考え方が、理想を言えばそういうことになるんですよ。ただ、町長もおっしゃるとおりそんなに簡単に理想にはいきませんよということでもあります。ただね、やはり全体としてそういうものに近づけていく努力を当然すべきだというのは私は当然のことだと思うんですね。そういう点から考えると今お話したこの開きというのが余りにも大きいのではないかとということで、これまでもいろいろとパート、臨時職員さん方の待遇改善ということも含めてこういうお話をさせていただいてるわけですが、改めて今お話したような状況の中で待遇改善ということが考えられないのかどうかですね。時給の賃金を上げるということもあるでしょう、あるいは長期で臨時職員をされてる方には少ないけれども一時金が出るよとかですね、そんなことがあったりとかいろいろ考えられると思うんですよ。そういう考え方もある必要ではないかということで、最期の質問とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 確かに臨時職員のあり方ということで去年ですかね、去年も見直しして、ある程度時間当たりの見直しもしました。あと有給のあり方ということで、それも見直ししております。あと今後ですね、通勤手当のあり方とか、ある程度待遇改善というか、そういうのも進めていると。少しですけれども、少しずつは進めていきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） ぜひですね、やっぱり働いている皆さんの懐ぐあいがよくなるということが日本経済の景気対策の特効薬なんだよね、結局ね。内需拡大が一番だと、こういつてるわけですから、そういう点では働いている皆さんの懐が豊かになる、少しでもよくなるという方策を、ぜひ考えていただきたいということをお願いして一般質問なのか総括なのかわかりませんが、一応総括ということで終わりにさせていただきたいと思います。終わります。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員の総括質疑を終わります。

次に質疑を受けます。14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） 簡単に2点だけ聞かせたいと、このように思います。

今回の決算を踏まえてですね、町長から提案理由の説明を受けたわけであります。そんな中で、まず商工費で伺います。

この中では東日本大震災等も含みまして商工業者に対しては、経営の安定のために十分な支援をしてきたと、十分とはいってませんけれども、そのための安定資金の支援に努めてきたというふうになっているわけでありますが、今高城の中の状況等海岸の振興状況等踏まえてもかなりやはり高齢化が進み、商店街が衰退してることは事実であります。そんな中で、この高城町商店街を含み松島町全体の商工業に対しての支援体制は十分だったのかどうか、まず聞きたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 町内の業者に対する支援について答弁願います。答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 昨年は震災がございましたので、震災対応ということでいろいろ考えさせていただいた部分はあるのかなというふうに思っております。ほかの町と同等、それ以上のことはやったのかなとは思いますが、それでしからばどうだったのかという話になりますとですね、それは震災対応としての予算づけ事業はやりましたけれども、高城町全体、これまでのいわゆる内容的には地盤沈下とか高齢化とかそういったものに直接機能するものではなかった、直接的にですね、するものではなかったのかなというふうには思っております。しかし、震災でこれまでの傾向に対して拍車をかけるようなものに対して歯どめをするというようなことを、昨年はやらせていただいたつもりでございます。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） 商工業は衰退してて、かなり震災等も含めてかなり被害をこうむった海岸地区なんかがあるわけでありまして、そんな中でですよ、松島町全体を含めまして平成23年度の3月の段階で、震災を受けた段階で松島町が税の減免等、そういう点について松島町は、この近隣市町村に対しては、やはり利府町、松島町だけが、除いてエリア指定をしてなかったという経緯があるわけですが、その辺も含めて本来であるならばエリア指定をしていないならばもっと商工業者に対しての温かい支援が平成23年度であってもよかったのではないかと、私はそう思うわけなんで、この辺についてどうだったのかお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） まず、財務課長のほうからその実態について、実績についてご説明申し

上げたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 固定資産税の減免、課税免除、多分きのうのお話の続きかなとは思いますが、そのためにはエリア指定が必要だというふうに地方税法が改正になりました。

ただ、この地方税法の改正の趣旨というのは、理解するところによれば、津波被災地域が大量の海水、土砂の流入によって土地家屋の全部または大部分が滅失損壊したか使用不能になったことや関係市町村の行政機能も大きく損なわれた現実を重要視しますと、そのために通常一般的には減免措置というのは個別対応するんですけれども、名前出して申しわけないんですけれども、女川とか南三陸とかそういう状況を見ると、もう個別に対応できないと、ですからそのエリアを指定してそこに関して一括対応をなさいよということが法律の私は趣旨だと理解してます。それで松島町においては、そこまでの対応の必要性があるのかというふうにみますと、そこまではひどくないだろうと。個別対応ができるだろうということで、多分松島と今利府といいましたので、松島町と利府は、ほかの沿岸部に比べましては被害が少ないということでエリア指定まではしなかったという状態であります。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） ということでございまして、私としては、松島町としてはですね、地元の小規模な商工業者の方に貸付金というこの制度をご提案申し上げたわけですが、これはほかの町に比べてもですね、十分先を行ったものかなというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） そのエリア指定がね、なかったから、減免措置がもしできなかったと今理由を述べてもらいましたが、そのためにこそ本来であれば被災を受けた方にもっと手厚い何かの支援があってもよかったのではないかと私は言ってるわけでありまして、なぜしなかったのかというんじゃなくて、その理由としては先ほど説明を受けたのと同じようにエリア指定もなかったのに商工業に対しての支援制度は若干少なかったのではないかなと、私はそう思ったので、どのようにお考えですかという私は質問したかったんですけれども、もう1回その辺をお聞きます。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） ですから、松島町としてですね、小規模な方に貸し付け制度という、100万円ですが、それが多いか少ないのか、まあ多ければ多いほどいいんでしょうけ

れども、ただ財政的なところもございますし、その方々とのバランスということもございますし、少なくとも商工業に対する国の支援というものが薄い中で松島町として対応させていただいたということでございます。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） それはまた決算の審査の中でもまた聞いていきたいと思っておりますが、何でもみれ今回の場合は一部罹災等じゃなくて半壊以上の被災された方ということでのこの支援制度の貸し付け制度でありました。私は一部罹災の方にも出してというふうなことを述べたわけでありましたが、今回の場合は商工業に対しては本当に、まあ全体が観光に従事した方も商工業に関係はあるわけでありましたが、実際の小売店等についての資金のそういうふうな援助等については、薄かったのではないかと、そのようにまずお話ししておきたいと思えます。これに対する答弁は要りません。

それから、第2点目であります。今子育て支援事業であります。十分に虐待や障害児教育には積極的に取り組んだというふうに提案の理由の説明でもされておりますが、我が町のいじめの状況とかそのような実態等について、今の段階では問題はないのでしょうか、お聞きします。

○議長（櫻井公一君） 小池教育長。

○教育長（小池 満君） 大津市のいじめの問題で大変クローズアップされておりますが、その以前から本町の各小学校、中学校、子供たちの生活の中で問題行動の中でいじめがあるかないか、定期的に調査をしまして学校側から報告を求めています。軽微なといいますか、悪口であったり、からかいのレベルのものはあります。ありますが、多いという感じはない、非常に少ないと、非常に少ないものでありますけれども、あることはあります。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） 一番大事なことでございまして、これは本当に今は少子高齢化や核家族化が進んで親の就労態勢も変わってきてるわけでありまして、本当にこれは一町民としても大事なことでろうと、そのように思ってるわけでありまして。このいじめ、虐待等についてですね、やっぱり若干松島町にも軽微なものはあったということでございますので、この件についてはですね、やっぱり今後の課題として取り組んでもらうことを、まずお願いをして私の質問は終わります。

○議長（櫻井公一君） 片山正弘議員の総括質疑が終わりました。

他に質疑を受けます。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり、質疑なしと認めます。

以上で、平成23年度各種会計決算に関する総括質疑が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第73号から議案第81号につきましては、議長を除く16人の委員で構成する平成23年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号から議案第81号につきましては、議長を除く16人の委員で構成する平成23年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

それでは、直ちに決算審査特別委員会を開くことになるわけですが、特別委員長が選任されるまでの間、委員会条例の規定によりまして年長者であります尾口慶悦議員にその職務を執行していただきます。よろしくをお願いします。

ここで休憩をします。

午後3時03分 休 憩

午後3時10分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

平成23年度決算審査特別委員会の委員長に渋谷秀夫議員、副委員長に伊賀光男議員が選任されました。

お諮りします。

特別委員会による付託事件の審査のため、9月12日から9月20日までの9日間を休会としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、9月12日から9月20日までの9日間を休会とすることに決定しました。

本日の日程は、すべて終了しました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会とします。

再開は、21日午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後 3 時 1 2 分 散 会